

---

令和3年 第108回（定例）新温泉町議会 会議録（第4日）

令和3年6月21日（月曜日）

---

議事日程（第4号）

令和3年6月21日 午前9時開議

- 日程第1 諸報告
- 日程第2 報告第1号 令和2年度新温泉町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第3 報告第2号 令和2年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第4 報告第3号 令和2年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第5 報告第4号 令和2年度新温泉町水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第6 報告第5号 令和2年度新温泉町下水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第7 報告第6号 令和2年度兵庫県町土地開発公社事業報告及び財務諸表の報告について
- 日程第8 報告第7号 第33期営業年度株式会社温泉町夢公社事業報告及び財務諸表の報告について
- 日程第9 承認第2号 専決処分の承認について  
（専決第1号）令和3年度新温泉町一般会計補正予算（第2号）の専決処分について
- 日程第10 議案第58号 新温泉町個人情報保護条例及び新温泉町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第59号 新温泉町税条例等の一部改正について
- 日程第12 議案第60号 新温泉町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第13 議案第61号 新温泉町手数料条例の一部改正について
- 日程第14 議案第62号 新温泉町福祉医療費助成条例の一部改正について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 諸報告
- 日程第2 報告第1号 令和2年度新温泉町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第3 報告第2号 令和2年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第4 報告第3号 令和2年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計繰越明許費

繰越計算書について

- 日程第5 報告第4号 令和2年度新温泉町水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第6 報告第5号 令和2年度新温泉町下水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第7 報告第6号 令和2年度兵庫県町土地開発公社事業報告及び財務諸表の報告について
- 日程第8 報告第7号 第33期営業年度株式会社温泉町夢公社事業報告及び財務諸表の報告について
- 日程第9 承認第2号 専決処分の承認について  
(専決第1号) 令和3年度新温泉町一般会計補正予算(第2号)の専決処分について
- 日程第10 議案第58号 新温泉町個人情報保護条例及び新温泉町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第59号 新温泉町税条例等の一部改正について
- 日程第12 議案第60号 新温泉町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第13 議案第61号 新温泉町手数料条例の一部改正について
- 日程第14 議案第62号 新温泉町福祉医療費助成条例の一部改正について

---

出席議員(16名)

1番 池田宜広君	2番 平澤剛太君
3番 河越忠志君	4番 重本静男君
5番 浜田直子君	6番 森田善幸君
7番 太田昭宏君	8番 竹内敬一郎君
9番 阪本晴良君	10番 岩本修作君
11番 中村茂君	12番 宮本泰男君
13番 中井次郎君	14番 谷口功君
15番 小林俊之君	16番 中井勝君

---

欠席議員(なし)

---

欠員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 ..... 仲村祐子君 書記 ..... 小林正則君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	西村銀三君	副町長	西村徹君
教育長	西村松代君	温泉総合支所長	中井一久君
牧場公園園長	小野量就君	総務課長	井上弘君
企画課長	中井勇人君	税務課長	中村裕君
町民安全課長	小谷豊君	健康福祉課長	中田剛志君
商工観光課長	水田賢治君	農林水産課長	西澤要君
建設課長	山本輝之君	上下水道課長	井上陽一君
町参事	土江克彦君	浜坂病院事務長	宇野喜代美君
介護老人保健施設ささゆり事務長	山本幸治君	会計管理者	吉野松樹君
こども教育課長	中島昌彦君	生涯教育課長	谷渕朝子君
調整担当	島木正和君		

午前9時00分開議

○議長（中井 勝君） 皆さん、おはようございます。

第108回新温泉町議会定例会4日目の会議を開催するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、御多用のところ御参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

休会中に各常任委員会が開かれ、それぞれ所管事務調査が行われましたので、本日は、その結果の報告、提出議案であります条例の改正などを中心に議事を進めてまいりたいと存じます。

議員各位におかれましては、格別の御精励を賜り、慎重な御審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願いを申し上げます、開会の挨拶といたします。

町長挨拶。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 議員の皆様、おはようございます。

定例会第4日目の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

休会中には、各委員会におきまして終始熱心に御審議をいただき、御指導を賜りましたこと、厚くお礼を申し上げるところでございます。

本日の定例会は、報告7件、承認案1件、条例案5件につきまして御審議をお願いするものであります。

議員各位におかれましては、慎重かつ妥当なる御審議を賜りますよう、よろしく願いを申し上げます、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、第108回新温泉町議会定例会4日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

## 日程第1 諸報告

○議長（中井 勝君） 日程第1、諸報告に入ります。

まず、議長から報告いたします。

去る6月10日の会議以来、それぞれの会合に出席していますが、別紙の議会対外的活動報告を見ていただくことで省略をいたします。

以上で議長からの報告を終わります。

次に、休会中の所管事務調査として各常任委員会が開催されておりますので、委員長から報告をお願いします。

初めに、総務産建常任委員会が6月14日に開かれておりますので、委員長から報告をお願いします。

中村総務産建常任委員長。

○総務産建常任委員会委員長（中村 茂君） 改めまして、おはようございます。

総務産建常任委員会の報告を行います。令和3年6月14日の開催であります。今回の委員会につきましては、6月定例会の議案等に係る報告並びに協議事項について、所管課提出資料を基に調査したところであります。対象は、牧場公園課、農林水産課、建設課、商工観光課、税務課、企画課、総務課、議会事務局を行ったところであります。各課とも質疑のあった内容を中心に報告申し上げます。

それでは、委員会資料の順番で報告いたします。資料を御準備ください。

最初に、牧場公園課であります。報告事項は1件、協議事項は1件でありました。

報告事項の中で、但馬牛博物館の増築の件であります。6月26日に記念式典が行われます。11時から12時、以後、一般開放となります。質問の中から、営業時間、休館日は牧場公園と同じ、また外国人の対応でポケットークを以前から配置していると。簡単な会話は可能だが、専門的なものは難しい。今回の4か国アプリで多くが解消できると思われる。博物館への誘導、動線は管理棟において職員が可能な限り案内したいということ。職員も増員し、企画展、セミナー体験等イベントで博物館の誘導を促進したいと、そういう内容がございました。

協議事項、令和3年度一般会計補正予算（第3号）であります。パートからフルタイムに変更のあった意味はということで、機能強化でフルタイムにしたと。資料の整理、調査研究、博物館法に基づく施設への転換のための業務もあると。従事者は但馬牛に関し知識、経験のある獣医師を予定してると、そういう内容でありました。異議なしで承認したところであります。詳細は委員会資料等を御清覧いただきたいと思います。

次に、農林水産課であります。報告事項7件、協議事項は3件でありました。

報告事項中、(1)番、新型コロナウイルス対策の美しい村づくり資金利子補給要綱の件ですが、対象者は3件、1,300万円、3件とも畜産農家であるということであります。それから、令和2年度、これは豊かな海づくり資金利子補給の件ですが、11件で1億

4,600万円、多くが船の修理が主と、そういう内容でありました。続いて、新温泉町肉用牛近代化計画についての質疑が出たところでもあります。内容については、新温泉町肉用牛生産近代化計画の概要で説明を受けたところでもあります。計画策定の趣旨については、酪農及び肉用牛生産振興に係る法律に基づき、新温泉町肉用牛生産近代化計画を平成28年3月に策定していたと。5年が経過して、畜産を含む農業情勢全般に変化が来ていることから、国は新しい基本方針を令和2年3月に公表し、これに伴い同計画を改定し、策定したものであります。計画期間は令和2年度から令和12年度、10年間です。

質疑がありまして、家族経営、40頭で所得はどれだけになるのか。畜産農家の意見は聞いたかということに対して、40頭以上が大規模農家で、経営が成り立つ基準であると。1戸当たり20頭で610万円、現状の中ではそういうふうになっておるようでもあります。特に畜産農家からの意見は聞いていない。計画内容の周知は今後行っていきなさいと、そういう内容でありました。この計画は誰のための計画か。策定過程が開示されなかった。過程の中で畜産関係団体や農家の意見でつくるものではないのかと。答弁ですが、国の方針で、県の計画があり町の計画を定める。5年で見直しされる法定計画であると。意見聴取の御指摘はもっともであり、今後反映したいということがありました。飼料自給率1.2倍とあるが、解消されるのかについては、明確ではないが、飼料作物の拡大、増産が必要であるという答弁でありました。クラスター事業の町のアパート牛舎の基準についてはに対しては、規模拡大の初期投資の軽減、新規就農者の受入れを示しておるものであると。実施に向けて事業の整理を行いたい、規模別、年齢階層別については後日資料を提出したいという内容でありました。また、集落内の飼育での臭気、環境対策の実態を調査すべきと、そういう意見があったところでもあります。

協議事項については、同じく一般会計補正予算（第3号）なんですが、この中で、経営構造対策事業、雪害被災農業者向け生産施設等復旧支援事業についての追加の説明を受けたところでもあります。令和2年12月から令和3年3月までの大雪により、農業用ハウスや畜舎等の倒壊など、多くの被害が発生したと。復旧支援事業が国事業、県事業によって実施されることになったということでもあります。本町の対象としては、国の事業で1件、事業費は1,150万円、それから県の事業で雪害被災農業者向け生産施設等復旧支援事業は4件、事業費は250万円であるようでもあります。異議なしで承認いたしましたところでもあります。詳細は委員会資料等を御清覧ください。

次は、建設課であります。報告事項は2件、協議事項は3件でありました。

報告事項、(2)番、浜坂駅周辺活性化方策検討業務の進め方についての意見がありました。ソフト事業の進め方、またアドバイザーについてはについて質問がありましたが、ソフト事業については住民主体で進めたいと。アドバイザーは外部から選定し、相談しながら進める。無料のアドバイザーを活用する。アドバイザーの守備範囲によってコンサル委託も考えたいと、そういう内容でありました。進める上での役割という部分の質

問では、ソフトについては企画課が中心に進める。ハードは建設課で行うという内容でした。駅の存在、商店街の将来等住民の意向を多く調査すべきということに対しては、駅は町の顔であるが、存在や住民意識は変化してる。多くの意見を求めていきたいという答弁でありました。駅前港湾線の買収についての質問がありました。現在、1件の契約済み、現在JRと交渉中であり、全体では土地17件あるということでありました。踏切までの間であります。

それから、協議事項3件あるんですが、全て補正予算（第3号）浜坂残土、温泉地区残土についての補正予算でありました。協議事項3件とも異議なしで承認したところがあります。詳細は委員会資料等を御清覧ください。

次は、税務課であります。報告事項は1件、協議事項は3件であります。

報告事項の中で、令和2年度新温泉町一般会計繰越計算書についてですが、電子決済収納導入委託のコンビニ収納の手数料はどの程度になるのかということに対して、これからの事業だが、郵便局の例からいえば、コンビニはおおむね100円以下だろうと、そういう見方でありました。

協議事項については、議案第59号、新温泉町税条例の一部改正についてであります。固定資産税の課税の特例で、太陽光の対象の規模はということやら、対象者についての質問がありました。100キロ以上の太陽光で、100キロ以上については4分の3、それ未満は3分の2ということでありました。対象者は、本年中での設置であり増設者である、現在のところではまだ不明だということでありました。また、調整控除ということについても質問がありました。850万円を超える給与所得者で、対象者は存在するが、件数については不明だということでありました。異議なしで承認したところあります。詳細は委員会資料等を御清覧いただきたいと思います。

次に、議案第60号、新温泉町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。結論として、9,000万円を基金投入して増税となると。これについてはそのとおりであるということでありました。また、14%の引上げは覚えがないということがありました。健康福祉課との協議、国保運営協議会の意見を聞いて決定してきたと。基金の状況や医療費の傾向、税の県下一本を想定し、安定した国保運営のためにやむを得ない状況となっていると。令和元年度比較では、結果的には下がっているという状況であります。令和2年度末の基金残高は3億3,800万円であります。挙手による採決の結果、5対1で賛成多数により承認したところあります。詳細は委員会資料等を御清覧いただきたいと思います。

続いて、議案第64号、令和3年度新温泉町一般会計補正予算（第3号）については、異議なしで承認したところあります。

その他で、特別徴収の税額決定通知書の様式変更で印字のミスがあったと。そういうことで再発行したという報告があったものであります。

次、商工観光課であります。報告事項は3件、協議事項は1件であります。

報告事項中、(1)番、新型コロナ感染症対策事業の進捗状況についてですが、事業継続支援金の残額が3,000万円あると。新たな支援策は考えないのかということに対して、残についてはプレミアム商品券事業の発行もあり、様子を見ながら新しい施策に反映したいと。プレミアム商品券のスタンプラリーも行う、全体の参加件数も増加してると。事業所自ら誘客策もお願いしてるところであると。また、新生活様式チャレンジ事業10件の事業内容については、アクリル板設置が9件とテークアウトの実施が1件ということでありました。拡大防止協力金の金額ですが、第1期については14万円から6万円、第2期については8万円から6万円、そのうち3月からは4万円、第4期について、4月25日から5月31日及び第5期、6月1日から6月20日については4万円から10万円、事業規模で決定となると、最高は20万円であるということでありました。

(3)番、第33期営業年度株式会社温泉町夢公社事業報告及び財務諸表の報告についてですが、リフレッシュパークの年間利用者は何人かということ、5月末337名ということでありました。それから、ログハウスで、ワークスペース後、ログハウスの利用はについて、4月から5月では地元の方4名の利用があったということ。宣伝については、夢公社と一緒に宣伝強化したいということでありました。

協議事項、一般会計補正予算(第3号)ですが、3号についての追加資料の提出がありました。観光誘客促進事業ですが、カニシーズンの誘客促進のため、カニソムリエ、カニ読本1万部を制作すると。観光振興協議会の補助金231万円を補助するという内容であります。これについて、カニ読本をふるさと納税に活用してはと。また、制作においてはコンペ方式なりを検討してはという意見がありました。検討したいとの答弁でありました。今回、補正のログハウスの事業内容については、また財源はということで、メイプルセンターのウッドデッキの更新、それから音響、映像物品の設置、ハウス内デスクチェア5台、Wi-Fi設置、看板、大きな看板2か所の更新、財源はテレワーク交付金4分の3の補助となっているということ。また、多額の交付金だが会計検査院のことも意識してほしいという意見に対して、投資効果が上がるように努力したいと、そういうことでありました。異議なしで承認したところでありました。

次は、企画課であります。報告事項は3件、協議事項は1件であります。

報告事項中、(1)番、地域再生大作戦の実施、集落元気度調査についての質疑があったところでありますが、地域再生大作戦の元気度調査の判定とは。また、地域課題の解決は地域協同組合法を研究してほしいについて、基準は4段階での判定となるようであります。住民意向を調査し、地域運営組織の活動に貢献したいということ。また、地域協同組合法については調査してみたいということでありました。また、地域運営組織に合わせた地域再生大作戦に取り組むべきという質問ですが、地域エリアを考慮した事業となるよう再検討したいという返答でありました。

また、(2)番、温泉熱を活用した健康プログラム整備については、呼吸法やストレッチは長期滞在にはつながらないのではないかに対して、リフレッシュのプール利用なども

調整していると。滞在のいろんな活動の中に健康プログラムがあるような形で整備したい。また、オンラインでつなぐことも考えていると。秋に、今回補正のコミュニティ助成事業161万7,000円ですが、これのイベントも行うということがありました。

次、(3)番、新温泉町ワーケーション誘致推進事業についてがありました。一部というか、多くが補正予算の内容に絡んだような議論が多く出たところでもあります。この中で、高度人材とは、またその定義は、またジョブケーションとは何かということがありました。技術や識見を有する者、高度人材、ワーケーションとジョブケーションは同様のことであると。経産省が使ってる言葉だそうであります。ワーケーションの選別はないが、モニターツアーの参加者は高度人材で選別したいと、そういうことがありました。また、おんせん天国室の定義は毎回変化している。全て場当たり的に見える。ワーケーションは先取りというが、この地で長期休暇が取れるのか。地域になじまない8時間労働制の経過を理解しているのか。デジタル社会がデジタル日雇労働者の発生とILOの指摘もある。ワーケーションが国民やこの地に有効であるのかに対して町長が、本町はいち早くワーケーションに取り組んでいると。県のバックアップもあると。外の評価は高い。全国の半数以上が取組を始めた。魅力発信として前向きに理解してほしい。担当のほうから、ワーケーションの先にあるものは、地元の若者やUターン希望者がこの地で都会と同じ仕事が可能になる環境が整うこともある。ブロードバンドも気になるところですが、こういう答弁でありました。今年だけ誘致するのか、継続してできるのか。何が残るのか。地域課題とは。住民の関わりはという質問の中で、事業として立ち上がる提案を求めている。誘致経費の補助があるうちは継続したい。地域課題は漂着ごみや上山自然再生、地域医療と健康づくりなど、大手企業の社会貢献が見込まれる部分、持続可能な社会づくりに企業と住民との関わりを企業に提案していただき、協働していきたいと、ちょっと分かりにくいと思うんですが、そういう内容でありました。また、サテライトオフィスについてはどこに誘致するのかについては、中小企業を想定し、空き家、空き店舗を想定したいということがありました。

協議事項、一般会計補正予算（第3号）については、挙手による採決の結果、4対2、賛成多数により承認したところでもあります。詳細は委員会資料等を御清覧いただきたいと思います。

続いて、総務課であります。報告事項は4件、協議事項は6件でありました。

報告事項中、(4)番、新型コロナウイルス感染症対策事業の進捗状況について質疑がありました。ゆーらく館については、10月から3月にかけて損失はなく、申請がなかったということでありました。

協議事項、一般会計補正予算（第2号）、専決処分について、これについては専決理由をペーパーで出しております。御清覧いただきたいと思います。基本的に専決は避けるべきであると。29日から30日の接種のキャンセルで残ったワクチンは七釜病院スタッフに接種したと聞いたが、昨日はどうかということで、温泉分は浜坂と併せて特養

ゆむらスタッフに接種したという、この段階ではこういうふうな、これ町長が答弁してくれました。異議なしで承認したところであります。詳細は委員会資料等を御清覧いただきたいと思います。

続いて、(2)番、新温泉町個人情報保護及び、長い内容のタイトルですが、これの条例の一部改正についてであります。この提案理由としては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴う行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正及びデジタル庁設置法の施行に伴い、所要の改正を行うものであると。改正は2条立てで行われます。質疑がありました。利用の規制緩和は行われたが、保護が改正ができていない。同時にすべきではないかという質問がありました。既に法改正がなされており、施行において法整備の要請は、今回の提案のとおりであると。今後の動きは注視していきたいという答弁でありました。挙手による採決の結果、5対1、賛成多数により承認したところであります。詳細は委員会資料等を御清覧いただきたいと思います。

続いて、西浜財産区管理委員の選任については、管理委員1名の死亡により選任するものであります。特に意見はありませんでした。本会議での採決となります。

続いて、令和3年度一般会計補正予算(第3号)について質疑がありました。安全運転管理者の追加はなぜかということ。今回の車検の更新手続のミスにより発覚したものであります。副安全運転管理者1名が追加が必要と。給食センター、雪寒基地、保健福祉センター、浜坂病院、各1名の安全運転管理者を置くということでありました。本日、資料が出てたと思います。異議なしで承認したところであります。

続いて、(5)番、あわせて(6)番、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、5名のうち2名の満了によって推薦するものであると。特に意見はなく、本会議での採決ということであります。

次、議会事務局であります。協議事項は1件、補正予算(第3号)であります。異議なしで承認したところであります。詳細は委員会資料等を御清覧いただきたいと思います。

その他、最後に、閉会中の継続調査については10項目を議長に提出することにいたしました。

以上、長くなりましたが委員会報告とさせていただきます。

○議長(中井 勝君) 総務産建常任委員長の報告は終わりました。

委員長の報告のうち、協議事項について質疑があればお願いいたします。よろしいですか。

[質疑なし]

○議長(中井 勝君) 質疑はありません。これをもって質疑を終わります。

中村委員長、ありがとうございました。

次に、民生教育常任委員会が6月16日に開かれておりますので、委員長から報告を

お願いいたします。

宮本民生教育常任委員長。

○民生教育常任委員会委員長（宮本 泰男君） 民生教育常任委員会の報告をいたします。  
新温泉町会議規則第76条の規定に基づき報告をいたします。

開催日時は、令和3年6月16日であります。所管事務調査は、こども教育課、生涯教育課、健康福祉課、町民安全課、上下水道課、公立浜坂病院の6課でありました。事務調査内容は、報告事項、協議事項であります。今回の報告は、お手元の資料の順序に基づき報告します。報告事項につきましては、質疑のあったもののみ報告いたします。

まず、こども教育課です。報告事項は3件ありました。1件目、新温泉町教育振興基本計画策定委員会設置要綱の制定についてであります。概要は、目的として、本町の教育の振興のための施策に関する計画を策定するに当たり、基本事項、主要課題を検討するため、新温泉町教育振興基本計画策定委員会を設置するとのものであります。委員会は委員10人以内で組織するということであります。質疑がありました。この基本計画策定に当たりまして、前回の5年間の事業実績を総括して、新しく基本計画を策定するべきだという意見に対しまして、前回の計画を一定の評価をし、基本計画を協議検討するという答弁でありました。詳細は委員会資料を御清覧ください。

次に、新温泉町GIGAスクール構想、環境整備等の報告を受けております。報告内容は、大容量高速に対応した校内ネットワークの整備、全小・中学生1人1台タブレットを整備する、配付タブレットは卒業するまで使用する、保管は学校の充電保管庫に保管する等の内容であります。現在の課題としまして、タブレットの処理速度が遅いとのことで、現在原因を調べている。原因は、毎朝タブレット起動、一斉にシステムの自動更新を行っていた。対策としましては、自動更新の範囲を限定し、起動時刻調整をしたりスリープ状態にすることで対応するという答弁でありました。

次に、浜坂地域学校のインターネット接続の契約を100Mbpsから1Gbps契約に変更を行っている。また、光回線工事を行っているとのことでありました。質疑がありました。専門家を教育委員会として採用してはどうかという意見に対しまして、現在、教員は県の研修を受けているところであります。専門家については今後検討するとの答弁でありました。詳細は委員会資料を御清覧ください。

次に、協議事項が1件ありました。令和3年度新温泉町一般会計補正予算（第3号）についてであります。議案第64号であります。追加説明で、浜坂認定こども園の整備候補地検討業務について、追加説明がありました。質疑がありました。こども園に関する質疑であります。質疑、現在地は過去に否決されている。4年間もこども園が進まないのは、町長の責任ではないか。浸水する地区であり、子供の命が大切だという質疑に対しまして、町長が、この予算は2つの地点の比較と同時に、住民説明に必要な基礎的資料になるものだ。また、まちづくりという大きな視点でまちづくりを考えなければならない。自然環境や将来をにらんだ考えが必要だという答弁がありました。異議があ

り、簡易採決。挙手により採決いたしました。賛成少数で、委員会として了承をされませんでした。

次に、生涯教育課です。報告事項は1件ありました。事業実施状況についてです。詳細は委員会資料を御清覧ください。

協議事項は1件ありました。令和3年度新温泉町一般会計補正予算（第3号）についてです。これも委員会として了承しました。

次に、町民安全課です。報告事項は2件ありました。1件目は、新温泉町消防隊員等公務災害補償条例第9条の2第1項規則で定める金額を改める規則の一部の改正をする規則についてであります。内容は、平成18年度新温泉町規則第44号、常時介護、随時介護等の金額の改正をするとの内容であります。詳細は委員会資料を御清覧ください。

次に、協議事項2件ありました。1件目、新温泉町手数料条例の一部改正についてであります。提案理由は、デジタル社会の形成を図るため、関係法律の整備に関する法律の公布に伴う行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。委員会として了承しました。

次に、2件目、令和3年度新温泉町一般会計補正予算（第3号）について、これも委員会として了承しました。

次に、健康福祉課です。報告事項は5件ありました。1件目の新型コロナワクチン接種について報告がありました。内容は、5月29、30日、集団接種の接種者数は2,597人、大きな事故はなかったということでありました。今後の予定は、6月13日、7月4日、接種予定者1,747人。また、6月19、20日の2回目の接種は2,597人の予定だという報告を受けております。個別接種は、開始時期6月14日から開始すると。申込者は421人おるということでありました。麒麟のまち圏域内住民への接種について、新温泉町内の実施医療機関は、浜坂病院ほか5か所あるとのことでありました。今後の接種については、基礎疾患患者、高齢者、施設従事者、一般職種12歳から64歳までについて、まだ詳細は分かりませんが、正確な情報を届けるとのことでありました。質疑がありました。残余ワクチンの接種について、医療従事者はどこかということに對しまして、七釜病院、特老の2か所であるということと、接種した職員はということと、健康福祉課3名だという答弁を受けております。また、気分、容体が悪くなった人がいると聞いたが、対応経過、アフターケアはできているのかという質疑に對しまして、容体悪くなった人は2名あった。いずれも女性であり、アナフィラキシーではなかったという、適切な対応をしていたという答弁を受けております。

次に、新温泉町、2件目の兵庫県福祉医療費助成事業実施要項等の一部改正に伴う例規の整備についてということで、3件ほど関連規則、実施要項2件の一部改正があるということの報告を受けております。詳細は委員会資料を御清覧ください。

協議事項が5件ありました。1件目は、承認第2号、専決処分の承認の件についてであります。令和3年度の新温泉町一般会計補正（第2号）についての協議であります。

委員会として了承しました。次に、新温泉町福祉医療費助成条例の一部改正について、委員会として了承しました。3件目、4件目、令和3年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、委員会として了承しました。5件目、令和3年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についても、委員会として了承しました。

次に、上下水道課であります。報告事項2件ありました。詳細は委員会資料を御清覧ください。

協議事項は3件ありました。1件目、令和3年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計補正予算（第1号）について、委員会として了承しました。2件目の令和3年度新温泉町水道事業会計補正予算（第1号）について、これも委員会として了承しました。3件目、下水道事業会計の補正予算（第1号）についても、委員会として了承しました。

次に、公立浜坂病院介護老人保健施設、報告事項が3件ありました。お手元の資料を御清覧ください。

協議事項は1件ありました。令和3年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第1号）についてであります。これも委員会として了承しました。

付託事件としまして1件ありました。請願第3号であります。教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の請願についてであります。委員会として採択することに了承しました。

次に、閉会中の継続調査の申出についてであります。9件までの事件について、会議規則74条の規定により、議長に申し出ることを委員会として了承しました。

以上、民生教育常任委員会の報告といたします。

○議長（中井 勝君） 民生教育常任委員長の報告は終わりました。

委員長の報告のうち、協議事項について質疑があればお願いをいたします。よろしいですか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。これをもって報告を終わります。

委員長、御苦労さまでした。

次に、議会運営委員会が6月10日に開かれておりますので、委員長から報告をお願いします。

谷口委員長。

○議会運営委員会委員長（谷口 功君） 失礼します。先ほど議長から報告ありましたとおり、6月10日に本会議終了後に会議を開きました。協議事項は、閉会中の継続調査申出についてのみでありました。3件を議長に申し出ることを確認して終了をいたしました。以上です。

○議長（中井 勝君） 谷口委員長、ありがとうございました。

以上で諸報告を終わります。

西村町長から発言の申出がありますので、これを許可いたします。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 車検切れ公用車の使用等について、報告とおわびを申し上げます。

本年4月6日に判明いたしました、車検切れ公用車の使用並びに安全運転管理者の不足につきまして、本会議での御報告が遅れ、大変申し訳ございません。既に、4月27日、28日に開催されました各常任委員会におきまして、原因、経過並びに再発防止策につきまして御報告をさせていただいたところでありますが、先般、美方警察署へ、該当車両の検査終了、自賠責保険契約の締結、安全運転管理者の選任及びその届出の報告が終了いたしましたので、改めて御報告をさせていただきます。

一昨年立木無断伐採の事件、昨年官製談合防止法等違反に係る職員逮捕の反省を踏まえ、コンプライアンスの徹底を図り、信頼回復に向けて全職員で取り組んでいる中、このような事態となり、議員の皆様、町民の皆様の町政に対する信頼を著しく損ない、多大なる御迷惑をおかけしましたことを心からおわびを申し上げます。

また、このたびの車両は児童の送迎に使用しており、法令遵守はもとより、子供たちの安全・安心を確保する立場にある我々が、起こしてはならない事案であることを重く受け止め、今後、委員会で御報告申し上げました再発防止策を徹底し、同じ過ちを繰り返さないようにしてまいります。大変申し訳ございませんでした。

---

## 日程第2 報告第1号

○議長（中井 勝君） 日程第2、報告第1号、令和2年度新温泉町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、令和2年度新温泉町一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令の規定により御報告を申し上げるものであります。

内容につきまして、総務課長が説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） それでは、令和2年度一般会計繰越明許費繰越計算書について御報告いたします。

地方自治法施行令第146条第2項の規定では、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の会議において、これを議会に報告しなければならないとされております。

それでは、審議資料の1ページを御覧ください。2ページにかけまして、繰越明許費に係る歳出事項別明細を示しております。なお、今回、説明資料を改めて配付させてい

ただいておりますので、併せて御覧いただきたいと思っております。今回、令和2年度事業で令和3年度へ繰り越したものは、2款総務費から2ページの11款災害復旧費まで計19事業でございます。総務費では総務管理費、徴税費において電子決済収納導入事業、民生費では保育対策総合支援事業、農林水産業費では水利施設等保全高度化事業のほか1事業、商工費では新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業のほか1事業、土木費では消雪工改良事業のほか5事業、消防費では防火水槽整備事業、教育費では教育総務費、小学校費、中学校費において学校保健特別対策事業、災害復旧費では今年の6月、9月の豪雨災害によります農業用施設、農地災害復旧事業となっております。

中心部分の金額が、令和2年度3月補正でお認めいただきましたそれぞれの事業の繰越限度額でございます。その右側の翌年度繰越額が、令和2年度中に執行済みの金額を差し引いた実際の繰越額となります。合計で3億8,490万8,000円でございます。資料の右側にそれぞれの事業に係る歳出予算の明細として、節、細節の金額を示しております。

なお、事業の進捗につきましては、説明資料に記載させていただいておりますとおり、土木費において既に完了となった事業もあるほか、商工費の継続支援交付金事業においては5月末が申請期限となり、7月末をめどに事業精算となるなど、早期執行となるものもございしますが、一部の事業において未発注の事業もございしますので、引き続き早期発注、早期完成に努めてまいりたいと思っております。

それでは、議案のほうに戻っていただきまして、地方自治法施行令第146条第1項の規定によりまして、繰越明許費の歳出予算の経費につきましては必要となる財源をつけて繰り越さなければならないとされております。その財源内訳を事業ごとに示しておりますが、それぞれ既収入特定財源はなく、国庫支出金1億2,495万3,000円、県支出金4,213万2,000円、地方債1億4,460万円など、未収入特定財源が記載のとおりで、残りは一般財源7,322万3,000円となっております。また、総務費の最上段のオンライン環境整備事業につきましては、年度内執行済みとなりましたことから、翌年度繰越額がゼロ円という形になっております。

以上、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。いいですか。

11番、中村茂君。

○議員（11番 中村 茂君） 教育費関係で、GIGAスクールの研修講師でしょうか。この部分が今回計上されとるんですが、なぜこの時期に、国の補助とかがあるのかも分からんけど、もう去年の4月から始まって、当然、講師なりもつけて、どんどんどんどん教育なりの中で浸透してきているはずというふうには思っとるんですけど。ここで継続せんなんということが何だよう分からんけど。事業ができなんだ、何でできなんだのかなという。もう率先してせんなん事業だという気がするんですが、いかがでし

ようか。

- 議長（中井 勝君） 西村教育長。
- 教育長（西村 松代君） この講師料につきましては、今年度……。
- 議長（中井 勝君） マイクをお願いします。
- 教育長（西村 松代君） すみません。今年度、G I G Aスクール構想に係るモデル校、2校しております。モデル校においてこの新温泉町のG I G Aスクール構想に対する研究をして、各全校に広めていくということで、今年度研修を充実させるために、この講師の依頼をしております。研修会の充実と各モデル校における研究をまた全小・中学校に広げていくということで、今現在上げております。
- 議長（中井 勝君） 11番、中村茂君。
- 議員（11番 中村 茂君） 国の動きの中で、今になってるという感じがするんですけど、令和4年3月までってということなんですけど、繰越事業は早期にすべきだと僕は思いますし、もうコロナも終息までいかにしても、緊急事態が解除されてきた背景もあるし、段取りよく、モデル校だから、余計だから段取りをしてあげて、当然この町内、最優先だと僕は思うけど、いい影響力を持てるように、早めに早急に向かってほしいと思います。
- 議長（中井 勝君） 西村教育長。
- 教育長（西村 松代君） 本年度よりスタートしてるわけですが、議員のおっしゃっていただきましたように、やっぱり早く広く広めていく、モデル校を中心にG I G Aスクール、新温泉町モデルというものをしっかりとつくり上げて浸透させていきたいと思っております。
- 議長（中井 勝君） そのほか。よろしいですか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（中井 勝君） ないようです。これをもって質疑を終結し、報告を終わります。

---

### 日程第3 報告第2号

- 議長（中井 勝君） 日程第3、報告第2号、令和2年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。
- 上程議案に対する町長の提案説明を求めます。
- 西村町長。
- 町長（西村 銀三君） 本件につきましては、令和2年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令の規定により御報告を申し上げます。
- 内容につきまして、建設課長が説明をいたします。よろしく願いいたします。
- 議長（中井 勝君） 山本建設課長。
- 建設課長（山本 輝之君） それでは、報告第2号、令和2年度新温泉町浜坂地区残土

処分場事業特別会計繰越明許費繰越計算書につきまして説明させていただきます。

審議資料の3ページと、説明資料につきましては5ページでございます。説明の都合上、審議資料で内容のほうを説明させていただきます。3ページを御覧ください。

令和2年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計繰越明許費繰越計算書の事項別明細書でございます。1款1項残土処分場事業費の新残土処分場事業でございます。和泉谷残土処分場の残土受入れに伴います場内整地工事ですが、特に兵庫県施工の工事で、繰越しをして年度をまたぐ工事があるため、残土も受入れを止めることなく対応できるように繰越しさせていただいたものでございます。なお、完了予定は6月末予定で、引き続き本年度分の発注の準備をしてるところでございます。翌年度の繰越額は工事請負費1,159万7,000円でございます。また、財源内訳としましては、報告第2号の繰越計算書のとおり、全て一般財源でございます。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ないようです。それでは、これをもって質疑を終結し、報告を終わります。

---

#### 日程第4 報告第3号

○議長（中井 勝君） 日程第4、報告第3号、令和2年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、令和2年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令の規定により御報告を申し上げます。

内容につきまして、建設課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 山本建設課長。

○建設課長（山本 輝之君） それでは、報告第3号、令和2年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計繰越明許費繰越計算書につきまして説明させていただきます。

審議資料の4ページと、説明資料につきましては5ページをお願いいたします。説明の都合上、審議資料で説明させていただきます。

令和2年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計繰越明許費繰越計算書の事項別明細書ということでございます。1款1項残土処分場事業費の残土処分場事業でございます。繰越内容につきましては、十字谷残土処分場の町道の舗装工事について繰越しさせていただいたものでございますが、令和2年度事業としましては、施設内に小公

園の整備を予定しておりましたが、関係区長と協議した結果、町道整備を先行してほしいとの意見がございまして、その調整に時間を要し繰越しとなったものでございます。繰越額は工事請負費3,000万円でございます。また、財源内訳としましては、報告第3号の繰越計算書のとおり、全て一般財源でございます。工事は11月末までに完成するよう発注してまいりたいと考えてるところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ないようです。それでは、これをもって質疑を終結し、報告を終わります。

---

#### 日程第5 報告第4号

○議長（中井 勝君） 日程第5、報告第4号、令和2年度新温泉町水道事業会計予算繰越計算書についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、令和2年度新温泉町水道事業会計予算繰越計算書について、地方公営企業法の規定により御報告を申し上げるものであります。

内容につきまして、上下水道課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 井上上下水道課長。

○上下水道課長（井上 陽一君） 報告第4号、令和2年度新温泉町水道事業会計予算繰越計算書につきまして御説明させていただきます。

議案の報告第4号を御覧ください。めくっていただきまして、令和2年度新温泉町水道事業会計予算繰越計算書、地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額を御覧ください。2款水道事業－2、資本的支出、1項建設改良費、事業名、浜坂道路関連居組浄水場移設工事用地測量業務でございます。繰越額は委託料1,050万円、財源内訳としましては、過年度損益勘定留保資金1,050万円です。浜坂道路関連居組浄水場移設工事用地測量業務委託は、浜坂道路Ⅱ期事業の居組インターチェンジ工事の施工箇所が、現在の居組浄水場の水源のすぐ上流側で非常に近く、今後、居組インターチェンジの工事が始まりますと、井戸の水質汚濁や水質悪化の影響が懸念されることから、居組インターチェンジ工事が着手される前に代替りの水源を確保するため、居組浄水場を工事に影響のない上流側に移設するための用地測量業務です。関係機関との調整に日数を要しましたので、繰越しをさせていただきました。現在、進捗率は約90%です。順次業務を進めておりまして、8月31日を履行期限としています。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） それでは、これをもって質疑を終結し、報告を終わります。

---

日程第 6 報告第 5 号

○議長（中井 勝君） 日程第 6、報告第 5 号、令和 2 年度新温泉町下水道事業会計予算繰越計算書についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、令和 2 年度新温泉町下水道事業会計予算繰越計算書について、地方公営企業法の規定により御報告を申し上げるものであります。

内容につきまして、上下水道課長が説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 井上上下水道課長。

○上下水道課長（井上 陽一君） 報告第 5 号、令和 2 年度新温泉町下水道事業会計予算繰越計算書につきまして説明させていただきます。

議案の報告第 5 号を御覧ください。めくっていただきまして、令和 2 年度新温泉町下水道事業会計予算、地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額を御覧ください。1 款資本的支出、1 項建設改良費、事業名、浜坂・温泉中央浄化センター耐水化計画策定業務でございます。繰越額は委託料 1,400 万円で、2 月に補正をさせていただいた事業です。また、財源内訳としましては国庫補助金 700 万円、当年度損益勘定留保資金 700 万円です。耐水化計画の調整により工期延長を要するため、繰越しをさせていただきました。6 月下旬に契約ができるよう進めています。

以上、簡単ですが説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

14 番、谷口功君。

○議員（14 番 谷口 功君） 6 月下旬に契約をして、年度内に完了予定でしょうか。

それから、業務内容の概要というのがもう分かっているのでしょうか。

○議長（中井 勝君） 井上上下水道課長。

○上下水道課長（井上 陽一君） 年度内完了としております。概要ですが、まだ調整中ではあります。計画の内容といたしましては対象施設の耐水化のための確保すべき機能とか、そういったことを検討するようでございます。まだ詳しい内容は詰めれておりませんが、計画を策定するということですので、その場所場所での浸水の深さを正確に確認しまして計画するものです。今のところ浸水する深さが 3 メートルから 5 メートルというところで、正確な数字はまだ確認できていませんでしたので、その辺りの数

字を正確に確認して対策を計画するものです。以上です。

○議長（中井 勝君） そのほか。よろしいですか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。これをもって質疑を終結し、報告を終わります。

---

#### 日程第7 報告第6号

○議長（中井 勝君） 日程第7、報告第6号、令和2年度兵庫県町土地開発公社事業報告及び財務諸表の報告についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、令和2年度兵庫県町土地開発公社事業報告及び財務諸表について、地方自治法の規定により御報告を申し上げるものであります。

内容につきまして、総務課長が説明をいたします。よろしくお願いたします。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） それでは、兵庫県町土地開発公社の事業報告及び財務諸表について御報告をいたします。

令和2年度事業報告及び計算書類を御覧いただきたいと思ひます。この公社の決算につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、毎事業年度、経営状況を説明する書類を作成し、議会に提出することとされております。

それでは、めくっていただきまして、まず資料の1ページと2ページを併せて御覧いただきたいと思ひます。事業の概況ですが、令和2年度中に新たな土地の取得はなく、公社の取得用地につきましても令和元年度に買戻しが完了してございまして、令和2年度末において公社の保有する公共事業用地はございませぬ。また、事業収支では4年連続の赤字となり、損失額は11万8,288円となっております。なお、この損失額は、当年度末未処分利益剰余金を処分して、翌年度繰越金剰余金を1,933万3,283円としております。

めくって3ページを御覧いただきたいと思ひます。経営活動に伴う収益的収入及び支出の収入につきましては、事業外収益で基本財産である12町の出資金利息と預金利息を合わせまして1,762円となっております。

これに対しまして、支出は4ページのとおりで、監査の旅費、それから役員の慶弔に係る交際費、この資料でございまして令和2年度事業報告及び計算書類のこの印刷代、それから、送金に係る手数料の役務費、区市町連絡協議会の負担金を合わせまして12万50円となっております。収入支出の差額につきましては、最下段のとおり11万8,288円の赤字となっております、先ほど申し上げましたけども、当年度末未処分利益剰余金を処分をしたところでございませぬ。

以上が令和2年度に実施いたしました事業の概要でございませぬ。

5 ページ以降は資本的収支、借入金概要、監査の実施状況、一般庶務事項等を記載しておりますので、後ほど御清覧いただきたいと思います。なお、令和2年度の公社事業におきまして、直接新温泉町に該当する事業はございませんでした。

以上で報告を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。これをもって質疑を終結し、報告を終わります。暫時休憩します。25分まで。

午前10時09分休憩

午前10時25分再開

○議長（中井 勝君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

#### 日程第8 報告第7号

○議長（中井 勝君） 日程第8、報告第7号、第33期営業年度株式会社温泉町夢公社事業報告及び財務諸表の報告についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、第33期営業年度株式会社温泉町夢公社事業報告及び財務諸表について、地方自治法の規定により御報告を申し上げるものであります。

内容につきまして、商工観光課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 水田商工観光課長。

○商工観光課長（水田 賢治君） それでは、報告第7号、第33期営業年度株式会社温泉町夢公社事業報告及び財務諸表の報告をさせていただきます。

営業報告書並びに決算報告書を添付させていただいております。第33期といたしまして、令和2年3月1日から令和3年2月28日まででございます。

めくっていただきまして、1ページをお願いいたします。営業報告でございます。要点のみの御報告とさせていただきます。1、営業の報告といたしまして、全世界で新型コロナウイルス感染症が拡大し、混乱を極めた今期、国内におきましても緊急事態宣言発出に伴う休業、営業自粛が余儀なくされ、当社の営業にも大きく影響しました。売上げが見込めない中、テークアウト弁当の販売や経費の削減、賞与の減額等を行ってまいりましたが、温泉町夢公社創業以来初の赤字決算となりました。しかしながら、国、県、町からの給付金、補助金等により、最小限の赤字にとどめることができました。

次に、11行目からですが、営業成績の報告でございます。まず、指定管理をしてお

りますリフレッシュパークゆむらは、入館者数7万7,948人、前年対比プラス1万1,945人、18.1%の増、利用料1,648万5,000円、前年対比マイナス342万3,000円、17.2%の減となりました。町営駐車場は利用台数2万2,113台、前年対比マイナス5,417台、19.7%の減、利用料288万円、前年対比マイナス145万1,000円、33.5%の減。健康公園は利用人数2万3,898人、前年対比マイナス3万664人、56.2%の減、利用料111万4,000円、前年対比マイナス77万5,000円、41.0%の減です。草太園地は利用人数341人、前年対比マイナス72人、17.4%の減、利用料20万8,000円、前年対比プラス3万3,000円、19.2%の増です。ログハウスカナダは利用棟数635棟、前年対比マイナス165棟、20.6%の減、利用料は1,037万3,000円、前年対比マイナス327万8,000円、24.0%の減です。夢千代館は入館者数8,816人、前年対比マイナス7,504人、46.0%の減、利用料は230万8,000円、前年対比マイナス197万1,000円、46.1%の減収になりました。

直営事業におきましては、レストラン楓が5,768万3,000円、前年対比マイナス2,341万1,000円、28.9%の減です。フロント販売品は149万円、前年対比マイナス8,000円、0.6%の減です。リフレッシュ館喫茶・特産品販売は433万2,000円、前年対比マイナス199万6,000円、31.5%の減です。野外施設は100万円、前年対比マイナス113万5,000円、53.2%の減で、売上高は9,832万7,000円となり、前年対比でマイナス3,782万4,000円、27.8%の減となりました。

総収入額は1億5,809万2,000円となり、営業外収支を含み税引き後の当期利益はマイナス59万4,000円を計上することになりました。

次に、2ページを御覧ください。第33期の活動報告を記載をしております。リフレッシュ館、レストラン楓、夢千代館、健康公園の4施設及び全体として、計5つの主要事業を掲載をしております。掲載事業の多くがコロナの影響で中止もしくは思うような活動ができませんでした。

めくって3ページをお願いいたします。2の当社の現状です。(1)の資本金の推移は、当年度末で2,000万円、昨年度末からの増減はありません。(2)株式の状況ですが、イの株式数は400株で変動はございません。ロの当年度末株主数は133名で、こちらでも変動はございません。(3)社員の状況です。社員数は10名で前年度末と変更はございません。平均年齢は47歳7か月となっております。(4)業務の状況といたしまして、イ、指定管理施設及び業務の内容です。リフレッシュ館のほか5施設を指定管理しており、施設の利用促進と施設管理に努めました。

次に、4ページです。ロの直営業務です。リフレッシュ館では喫茶、物品と特産物の販売、森林総合利用促進施設はレストランの運営をしております。野外活動施設は物品販売と中山食堂を運営しました。メイプルセンターと夢千代館は物販販売を行っており

ます。ハの売上げの内訳でございますが、フロント部門から一番下の夢千代館まで、売上げの合計としまして9,832万7,665円、指定管理料はリフレッシュ館から夢千代館まで合計5,976万4,585円、部門計としまして1億5,809万2,250円となっております。

めくっていただきまして、5ページをお願いします。3の取締役及び監査役ですが、代表取締役社長、猪坂悦司氏ほか監査役まで記載の10名の役員でございます。続く4、5、6の項目は、次の決算報告で報告をさせていただきます。

次のページから決算報告書でございます。1枚めくっていただきまして、1ページをお開きください。貸借対照表をつけております。令和3年2月28日現在で作成をいたしております。まず、資産の部としまして、1の流動資産は現金から仮払金まで、流動資産合計として1億2,017万3,691円です。2の固定資産税ですが、(1)有形固定資産としまして建物から一括償却資産まで、合計は174万1,897円、(2)の無形固定資産はゼロ円です。(3)投資等で出資金が1万円です。資産合計は1億2,192万5,588円でございます。

次に、2ページを御覧ください。負債の部としまして、1の流動負債です。未払い費用から未払い法人税等まで、流動負債合計は1,827万5,252円です。2の固定負債はゼロ円です。純資産の部としまして、1、株主資本は資本金から繰越利益剰余金まで、純資産合計として1億365万336円でございます。負債、純資産合計としまして、1億2,192万5,588円でございます。

めくっていただきまして、3ページですが、損益計算書をつけております。1、売上高の売上げとしまして1億5,809万2,250円です。2の売上原価、期首商品棚卸高から期末商品棚卸高までの合計3,034万6,299円を差し引きまして、売上総利益は1億2,774万5,951円です。3の販売費及び一般管理費ですが、販売・管理費は1億4,008万3,671円で、差し引いた営業利益はマイナス1,233万7,720円です。4の営業外収益は、受取利息から雑収入まで合計1,231万7,323円、5の営業外費用は、雑損失として3万1,526円、差し引いた営業利益はマイナス5万1,923円となっております。

次に、4ページです。6の特別利益はゼロ円、7の特別損失はゼロ円です。税引き前当期純利益として直営部門と指定管理部門の計としまして、マイナス5万1,923円から法人税等として54万2,900円を差し引きまして、当期純利益はマイナス59万4,823円でございます。

次に、5ページをお願いいたします。販売費及び一般管理費の内訳でございます。役員報酬から下段の雑費まで、営業管理費合計としまして1億4,008万3,671円になっております。

次に、6ページをお願いいたします。売上げの内訳ですが、内容は、さきの営業報告で説明をしたものと同じですので、省略をさせていただきます。次に仕入れの内訳です

が、フロントから夢千代館売店まで合計としまして、仕入額は2,881万1,588円、期首棚卸は469万1,992円、期末棚卸は315万7,281円となっております。

次に、7ページをお願いいたします。株主資本等変動計算書です。資本金の当期末残高は2,000万円です。利益剰余金の利益準備金、当期末残高は119万2,000円です。そのほか利益剰余金の別途積立金、当期末残高は4,400万円です。役員退職積立金は当期繰越利益剰余金に90万円を振り替えましたので、当期末残高は10万円でございます。繰越利益剰余金は90万円の振替及び当期純利益のマイナス59万4,823円を加えて、当期末残高は3,835万8,336円です。利益剰余金合計は、当期変動額のマイナス59万4,823円を加えて、当期末残高は8,365万336円です。株主資本合計の当期末残高は1億365万336円になります。純資産の部の合計としまして、当期末残高は1億365万336円となっております。

次に、8ページをお願いいたします。個別注記表であります。重要な会計方針に係る事項に関する注記と貸借対照表に関する注記といたしまして、御覧のと通りの記載をいたしております。

めくって、9ページをお願いいたします。中段に監査役2名による監査が令和3年4月16日に行われており、その監査結果を記載をしております。

次に、10ページをお願いいたします。剰余金の処分の件につきまして、役員退職積立金に10万円を積み、繰越利益剰余金から10万円を減少することを承認されております。

以上、報告とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

3番、河越忠志君。

○議員（3番 河越 忠志君） マスクよかったですよね。

損益計算書の中で、雑収入の内訳を教えてくださいのと、それと、法人税等に54万2,900円上がってるんですけども、これについてお聞きしたいと思います。あわせて貸借対照表のほうの未払い消費税157万7,800円が計上されてるんですけども、これは年間の仮受け消費税から本来の納めなきゃいけない消費税を引いた年額なのかどうかも、併せて教えてくださいと思います。

○議長（中井 勝君） 水田商工観光課長。

○商工観光課長（水田 賢治君） まず、御質問の最初の雑収入の件でございますが、雑収入1,231万1,813円のうち1,168万9,760円につきましては、コロナ対策の国、県、町からいただいた交付金でございます。内訳としまして、国からの交付金が314万760円、県からの交付金が197万8,000円、町からの交付金につきましては657万1,000円、このうち指定管理者の支援給付金と事業者支援給付金がそれぞれとなっております。

それから、法人税の中身につきましては、国の税務署に納付いたします法人税並びに法人事業税、また、法人県民税と町のほうの法人町民税でございまして、その合計の金額となっております。

それから、未払い消費税の年間分かどうかというのは、すみません、ちょっと確認をいたしておりませんので、また後ほどの回答とさせていただきたいと思います。

○議長（中井 勝君） 3番、河越忠志君。

○議員（3番 河越 忠志君） 法人税等について、私の認識では、マイナス決算になった場合にこの金額が単純に上がるのはちょっと整合しないんじゃないかなと思うんですけども、特別に課税されてる決算の内容があるのではないかなと思うんですけども、それについてどんなふうな内容なのか教えていただきたいと思いますし、及びマイナス決算になって、今まではプラス決算だったので、既に納税されてる分について、決算のマイナス分については純マイナスの分は還付されると思うんですけども、それについての御予定についてもお聞かせください。

○議長（中井 勝君） 水田商工観光課長。

○商工観光課長（水田 賢治君） 法人税、また県民税、町民税につきまして、法人に関する部分で収益が出た場合には、その収益に伴う税割が発生いたしますが、これにつきましては、黒字が出れば黒字に対してのそれぞれのパーセントの税がかかるということとなっております。ただ、この均等割というものもありまして、資本金、また従業員の数に応じてそれぞれ均等割というものもかかりますので、こちらは収益に限らず、必ず納めなくてはならないものでございます。また、収益が赤字になった場合につきましては、この税割はかからないと思っております。以上です。

○議長（中井 勝君） 還付について。

○商工観光課長（水田 賢治君） 還付金につきましては、当初に年間分納めて、最終的に決算で減となれば、その分がまた還付をされるという形になっております。

○議長（中井 勝君） それは分かってるけど。そういう質問じゃなかったな。

3番、河越忠志君。

○議員（3番 河越 忠志君） 今期については、損失分については還付されるという認識でおってよろしいということですね。それと併せて、2,000万円の資本金なので均等割も大きいとは思うんですけども、この未払い法人税が9万2,500円という金額が上がってるので、この均等割等について、この54万2,900円のそれぞれの内訳っていうのはお分かりじゃないでしょうか。分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（中井 勝君） 水田商工観光課長。

○商工観光課長（水田 賢治君） それぞれの区分の金額でございまして、まず、税務署に納めます法人税が24万8,800円、それから地方法人税が1万900円、県民税につきましては3万円、法人事業税が8万900円、これは県の方でございまして、また、法人町民税につきましては7万9,800円であります。

未払い分につきましては法人県民税と法人町民税がありまして、法人県民税につきましては2万7,500円と町民税は6万5,000円、合わせて9万2,500円となっております。以上です。

○議長（中井 勝君） 最初の分の回答返ったか。よかったか、最初の分の。（発言する者あり）

そのほか。

13番、中井次郎君。

○議員（13番 中井 次郎君） ちょっと1点だけ聞かせてください。5ページの販売費及び一般管理費の中で、地代家賃374万8,621円と、この内訳をちょっと教えてください。

○議長（中井 勝君） 水田商工観光課長。

○商工観光課長（水田 賢治君） この374万8,621円に関しましては、レストラン楓、また倉庫に関するものでありまして、これは目的外使用に係る経費ということで、町に納付をいただくものでございます。以上です。

○議長（中井 勝君） 13番、中井次郎君。

○議員（13番 中井 次郎君） レストラン楓と、それからその裏にある倉庫、これだったら、これを要は単純に12分の1にすればそうなるってということですか、この金額に。それで計算のできるこういう形になるということですね。そうなんですか。

○議長（中井 勝君） 水田商工観光課長。

○商工観光課長（水田 賢治君） 目的外使用の場合につきましては、それぞれの固定資産税の評価額を基に計算をいたしております、ちょっと今、手元に資料がございませんけれども、毎年4月に税務課で固定資産の評価額を調べて、それに目的外使用の率を掛けたものをいただいております。以上です。

○議長（中井 勝君） よろしいですか。

○議員（13番 中井 次郎君） はい。

○議長（中井 勝君） そのほか。よろしいですか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） 質疑はないようです。これをもって質疑を終結し、報告を終わります。

---

## 日程第9 承認第2号

○議長（中井 勝君） 日程第9、承認第2号、専決処分の承認について（専決第1号）令和3年度新温泉町一般会計補正予算（第2号）の専決処分についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、令和2年度新温泉町一般会計補正予算の専決処分をさせていただいておりますので、地方自治法の規定により議会の御承認を賜りたく御報告申し上げるものであります。

内容につきまして、休憩中に担当課長が御説明を申し上げたとおりであります。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 内容説明につきましては休憩中に担当課長から受けておりますので、これから質疑に入ります。質疑をお願いします。

11番、中村茂君。

○議員（11番 中村 茂君） この専決については、ワクチン接種に絡むもんという部分で認識しております。ワクチン接種が僕はスムーズにできた、そういうふうに評価してるところであります。ただ、この、私は前の職歴からかけて1,000万円近い時間外手当の増というのはあまり覚えがありません。そういう中で、災害緊急事態からいえばあり得ることだとは思いますが、そもそもの体制に問題なかったのかという気がいたします。いち早く援護衛生部をつくりました。そういう中で、援護衛生部の果たしてきた役割ってというのは、どんなものだったのかなと。衛生部を設置して、この専決補正、引き続き今回の補正第3号で同じく1,500万円近い同種の補正がなされてると。働いた分は当然、対価として支給するのは、それには僕は何も異論はないんです。ただ、そういう体制にしてしまったという部分において、副町長なり、どういう見解をお持ちでしょうか。

○議長（中井 勝君） 西村副町長。

○副町長（西村 徹君） このワクチン接種を進めていくということにつきましては、令和2年度の段階におきましても大変な人員なり、そういう作業が出てくるということをも管理職会議でも議論をしていたところでございます。そういった中で、人員体制につきましては健康福祉課への体制整備ということで、4月に会計年度職員1名を増員をしているところでございます。具体的な作業、協力体制、本部の中での援護衛生部ということがワクチンの行動計画の中で示されておったところでございますが、それでもなかなか、スムーズに進めていくためには相当な人員なり労力が必要だったということの中で、体制整備ということで、この6月15日付で正職員の1名を増員させていただきました。また、今後も強化を検討している段階ということでございます。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 11番、中村茂君。

○議員（11番 中村 茂君） 少し細くなるんですが、この872万1,000円の積算の部分、積算段階で何人に対して、大体何十時間働かせるかというか、そういうふうな計算がなされてると思うんですが、その辺り、多い方、多分そんなに大きな差はないと思う。どれぐらいの時間数で設定されてるか、スタッフ数と。

それから、時間が限られますので、要は過労死ラインとか、その辺りを意識して専決

をされたのかなと。死んでもええからせじゃないですからね、当然ね。1名、会計年度任用職員を増員したっていうことがありました。それで足りると、足りるといふか、通常勤務の中で、通常の常勤なりの中でできると思われたのかどうか。現場といふか、そういう部分をちょっと聞いた中では、連日すごい遅くまで勤務してたいような現実があるようですし、それからいったら、この本部であり援護衛生部の果たした役割っていうのはどうだったんだろうと。やっぱりどっちかといふと担当課、接種の日は、そりゃスタッフ、たくさんの方で対応してたのよう見てますし、ただ、それに至るまでの体制なり、そういう部分が本当に十分だったかなといふことを、要は使用者側に問題なかったのかなっていうことを、さっき見解言ってもらったんですけど、特にそんな厳しいような見解なかったんですけど、僕は非常に現場っていうのは大変だったなといふ気がするんです。さっき言ったような内容を、働かせる側としての責任として、どういう考えだったかといふことを、ちょっと改めて数字をもって示してほしい。

一連見ると、会計年度任用職員は時間外手当じゃなかったよね、たしか。報酬だったんかな、割増し報酬。そういう分からいったら一切ない。何でもっと広い範囲で職員を手分けして、何でしないのかな。こんな分けんなん必要ある、あんたは会計年度任用職員だからこの中には入れませんって。できる作業ってある。プロしかできないこと、判断せんなんこと、でも、それを補う役っていうのは、多分たくさん要ったんだ、今回は。そういう作業が、仕事。だからそれにおける、何だ、甘い気がするんだ、だから、副町長。現場の長として、あなたが。現場の最高責任者だ、僕はそう思う。それからいったらね、あなた悪いけど、認識が甘かった違うか。結果として体調崩してる人はなさそうですからね、よかったと思うんだけど。その辺の本当、甘く感じる。たくさん言いましたけど、その辺りどうでしょうか。

○議長（中井 勝君） 西村副町長。

○副町長（西村 徹君） 令和3年度に向けて、役場全体としての人員体制、これは健康福祉課だけではなくて、ほかの課の業務内容ということで、令和2年度の3年度に向けての組織、人員体制については人事という部分でずっと検討をしてきたというところでございます。この4月、5月、6月につきましては非常に超勤等も、もうやむを得ない中でしているわけでございますけども、この内容につきましては担当課から報告を受ける、また、超勤の命令なり実績については総務課長まで決裁が来るといふところで、その辺の時間数については健康福祉課長、総務課長からも、そういった労働実態、時間数等についても私のほうに報告を受けているというところでございます。

先ほどの御質問の中で、積算とか時間外、その辺につきましては、総務課長と健康福祉課長のほうでお答えをいただきたいと思っております。

ただ、いずれにいたしましても、この接種への人員というものにつきましては、もう当初、予想以上に非常に人員なり時間がかかっているということがございますので、今後、先ほど申し上げましたように既に1名の正職員増員をしておりますけれども、近い

うちにまたさらに強化ということを現在検討をさせていただいているというところでございます。

○議長（中井 勝君） 中田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中田 剛志君） 積算根拠ということでありまして。時間外につきましては、各課からスタッフの動員要請をする中で、それを基に当初計画をしております。1日当たり78人から85人ということで、5日間ということで計算しております。5月29日、30と、6月13と6月19、20日の分ということであります。1日当たり、土曜日で大体6時間で、日曜日が8時間計算で出させていただいております。トータルで、時間外につきましては5日分ということで414人分で、管理職員特別勤務手当につきましては、5日間で66人分という計算で算出をしております。健康福祉系の時間外の関係につきましては、多い方で150時間、少ない方で100時間を超えるという実態であります。以上です。

○議長（中井 勝君） 11番、中村茂君。

○議員（11番 中村 茂君） 今の時間数というのは、積算段階のそれを見ても明らかに過労死ラインを超えていると。そういう面からいえば、過労死を防ぐ行政としては誠に遺憾、結果じゃなくて、前段でそうだったということが非常に配慮せんといけんという部分を多く感じます。結果については僕も評価してるという部分があるんですけど、会計年度任用職員については従事させないという、させるけど時間外はさせないということで理解したらええんでしょうか。さっきの会計年度任用職員を1名配置したということをおっしゃいました。彼か彼女か分かりませんが、一生懸命同僚は頑張ってるのを、その人だけ5時半になったら帰る、そんな勤務をさせたの。やっぱり一丸でやるべきじゃないですか。

特異なパターンでプロジェクトとか、かつてつくった経過がある。各課横断的に募ってしたと思いますよね。やり方ですけど、ワークシェアリングではないけど、やっぱりある一定期間、自分の仕事をちょっと置いて手伝ってよ、その代わり山を越えたら帰って時間外で自分の仕事を処理するとか、そういうふうなことができないのかなということ。特に全課で対策本部をつくってますから、そういうふうな対応。本当に、どういったらいいだろう、現場にプラスになるような仕事の仕方、関わり方というようなことをやっぱり、これは今後の災害とか、そういう部分にも共通する部分があるし、そういうことを僕は感じた。

それと、OBの活用。やっぱり職員OBっていうのは事務なりにたけてますし、町の状況も知ってますから、そういう部分でやっぱりフルに活用できるような仕組みを日頃からしてほしいなと思う。ちょっと頼みますわということをおっしゃるような行政、委嘱なんかできないけど、そんなやっぱり名簿リストをちゃんと抱えて、いつでも協力するよっていうような人を抱えとく、こんなことであってほしいなということをおっしゃる。僕は痛感いたしました。

その辺りで、ちょっと気になる会計年度任用職員と、今、今後のことを言ったんですが、その辺りについての回答を求めたいと思います。

○議長（中井 勝君） 西村副町長。

○副町長（西村 徹君） 今御提案いただきましたように、ワークシェアリングといえますか、選挙であつたり、また災害という中で、各課を短期的に応援を求めるといふ例もございますので、今回につきましても、一定検討の中におきましては、当日、前日等だけではなくて、ふだんの日常業務におきましても、各課の分担ということも検討に入れながら担当課長等とも話をしておりましたが、担当課といたしましては、やはり継続してこれから一般接種もあるということの中におきましては、そういう応援体制よりは増員という形のほうが有効であろうということの中で、今回の人事異動等もさせていただいたところがございます。

会計年度任用職員の時間外、超勤等につきましては、必要があればそれは可能というふうに思っております。以上でございます。

○議長（中井 勝君） どうぞ、続けて。

○副町長（西村 徹君） O Bということも、今この業務に限らず、O Bをいかに有効に助けていただくかということについては、非常に重要な人材であろうと思っております。そういった中で、O Bも今回のいろんな想定の中でリストアップして、そういった候補者として声をかけたらどうかということでも声もかけさせていただいたということもありますが、今後、O B職員のこういったサポートということもいろんなところで考えていくべきと思つとるところでございます。

○議長（中井 勝君） 14番、谷口功君。

○議員（14番 谷口 功君） 先ほど課長のほうから、100時間から150時間の時間外を働いた人がいるという報告だったんですが、これは何人で、どういう職務内容だったんでしょうか。

○議長（中井 勝君） 中田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中田 剛志君） 健康福祉系の正規職員全員であります。保健師と課長補佐ということですので、保健師が4名で課長補佐が1名ということであります。内容については、この集団接種に係る業務関係を担当して、そういう時間になっております。

○議長（中井 勝君） 14番、谷口功君。

○議員（14番 谷口 功君） 特定の人に大変負担が重くのしかかっているということなんです、私、一般質問でも、集団接種ということから業務が集中するということで、体制を十分に取るようにということを質問いたしました。香美町と比較すると、接種会場での対応は非常にスムーズにいて、住民からも喜ばれたと町長も報告をされました。しかし、その分、いわゆる電話での予約制ということを取らずに、接種券を郵送して、さらに郵便で一人一人の接種日時を指定して案内をすると。この実務作業に非常に手を取られる、時間を取られるということが予測できましたので、だからこそ、この分野で

の人の補充というのが必要だったと思うんですね。明らかに100時間から150時間というのは過労死ラインをはるかに超えているわけですね、80時間から90時間と言われているわけですから。そういう、やっぱりそこに必要な人を配置すると。しかも、その作業が責任を持ってこなせる人という配置が必要で、先ほどもありましたけれど、やっぱり本部会議なり、災害対策本部会議なり、どこでどういう人事配置をするかということをしっかり協議をした上で体制を取るべきだったのではないかと、なぜできなかったのかということについて伺います。

○議長（中井 勝君） 西村副町長。

○副町長（西村 徹君） 申込受付につきましては、当町の場合、町ぐるみ健診等がありまして、そのやり方、下地がございましたので、高齢者にとってどういう形が、全国でああいう例がある中でよいかということにつきましては、そういった健診の申込受付というものを下地にさせていただいて、高齢者にとって優しい申込受付ということで、そのことについてはスムーズにいったであろうと思っております。受付の中におきましては、職員とともに委託ということの中で、業務委託の中で人員が増えているということもございます。

先ほどの労働時間につきましては、この5月につきましては連休がございましたので、休日の部分での、休みの中での勤務ということもあるということにつきましても、分析の中ではそういったこともあるのではないかとということがございます。5月末の初めての集団接種を経験しまして、一定、形については定着をしてきた部分がございますので、それを今後も定着したものをやっていくということの中で、その分については、今後はそういった部分での、最初の模索に比べましては労働時間は減っていくのではないかと分析をしているところでございます。

○議長（中井 勝君） 14番、谷口功君。

○議員（14番 谷口 功君） いよいよこれから64歳以下の皆さんの接種が始まっていくわけですが、その基本方向というのは定まっているのでしょうか。いわゆる集団接種を軸に、個別接種も織り交ぜながら進めていくということなんでしょうか。

それで、心配になるのは、結局、管理職の皆さんをはじめ幹部職員の皆さんが土日のたびにこの接種に当たられていくと。管理職の皆さんはほとんどの皆さんが遅くまで通常の勤務をこなして、さらに土日も集団接種会場での業務に当たられると。これが何日間で完了するのか分かりませんが、少し長期にわたるということを見通せば、現状の体制では無理があるのではないかとことを思うんです。ですから、本当にこの高齢者接種の状況をしっかり分析して、これからどういう体制で進めていけばいいのかということについて、明確にそのプログラム、あるいは体制を、一般質問でも申し上げましたが、示していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（中井 勝君） 西村副町長。

○副町長（西村 徹君） 今後の方針なり体制等につきましては、詳細、健康福祉課長

のほうでお答えをいただきますけども、確かに管理職も本当にこの土日の当日勤務ということの中で、できる委託につきましてはアウトソーシングできるような、例えば車の警備であったり、その辺につきまして、職員ではなくて委託でできるものにつきましては、できるだけそういった人材の活用、あるいは先ほども出ましたOB職員の活用ということを今後検討していきたいと思っております。

○議長（中井 勝君） 中田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中田 剛志君） 今後の進め方ということで、医師会との調整をさせていただいております。一般接種につきましても、集団でという医師会の話もあります。そういう中で、職域の接種も進んできておりますし、麒麟のまちの関係で、個別接種ということで町外で接種できる体制もできております。最終的に何人ぐらい接種できるかちょっとまだ把握はできてないんですけども、なるべく早く接種券を発行する中で、いつでも接種できる体制を取っていきたいと思います。

ちょっと回答にはなっていないんですけども、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○議長（中井 勝君） 大事なことでありますので、ちょっと暫時休憩します。

午前11時12分休憩

午前11時13分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

ほか、質疑はありませんか。

5番、浜田直子君。

○議員（5番 浜田 直子君） すみません、関連してなんですけど、全国接種券というのが配付されて、どこでも接種できるという場所もあるんですけど、この町において、その接種券っていうのはいつ頃配付予定でしょうか。早い配付を希望されてるので、お願ひします。

○議長（中井 勝君） 中田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中田 剛志君） 一般の方の接種券についても、早急に発行していきたいと考えておりますので、早ければ今月中、遅くても7月かかりには送っていききたいと考えております。

○議長（中井 勝君） そのほか、よろしいですか。そのほか、いいですか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） それでは、ないようであります。これで質疑を終わります。

討論がありますか。ないですか。

〔討論なし〕

○議長（中井 勝君） それでは、本件についてお諮りをいたします。本件を採決いたします。

本件は、起立によって行います。

本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（中井 勝君） 起立多数。13名です。よって、本件は、承認することに決定をしました。

---

日程第10 議案第58号

- 議長（中井 勝君） 日程第10、議案第58号、新温泉町個人情報保護条例及び新温泉町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

- 町長（西村 銀三君） 本件につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴う行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正及びデジタル庁設置法の施行に伴い、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、総務課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

- 議長（中井 勝君） 井上総務課長。

- 総務課長（井上 弘君） それでは、議案第58号、新温泉町個人情報保護条例及び新温泉町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について御説明いたします。

説明の都合上、審議資料の7ページを御覧いただきたいと思います。一部改正の概要を載せております。新温泉町個人情報保護条例の一部改正を第1条とし、新温泉町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正を第2条とする2条立てを行っております。

まず1つ目は、第1条及び第2条に共通する改正事項としまして、従業員本人の同意があった場合における転職時等に使用者間での特定個人情報の提供を可能とする、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法と言われておりますけれども、この法第19条第4号の追加に伴いまして、引用規定を改正するものでございます。法第19条第4号の追加により号ずれが生じたため、第1条においては、法第19条第7号を第8号に、第8号を第9号に改め、第2条においては、第19条第10号を第11号に改めるものでございます。

次に、2つ目は、第1条の改正事項としまして、デジタル庁設置法の施行に伴いまし

て、情報提供ネットワークシステムの所管がデジタル庁に変更されるために、主務大臣を総務大臣から内閣総理大臣に改めるものでございます。デジタル庁につきましては、本年9月1日から発足する予定となっております。内閣直属の機関になることから、主務大臣の改正が必要となりました。

それでは、5ページに戻っていただきまして、第1条の関係の新旧対照表でございます。新温泉町個人情報保護条例の新旧対照表をつけております。左側が現行、右側が改正案でございます。第35条第2項におきまして、先ほど御説明いたしましたデジタル庁の設置に伴いまして、総務大臣を内閣総理大臣に、番号法第19条第7号を第8号に、第8号を第9号に改正をしております。

めくって、6ページを御覧ください。第2条関係の新温泉町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例、新旧対照表でございます。同じく左側が現行、右側が改正案でございます。第1条におきまして、番号法第19条第10号を第11号に、第5条におきましても、番号法第19条第10号を第11号に改正しております。

それでは、条例本文に戻っていただきまして、附則を御覧いただきたいと思っております。附則、この条例は、令和3年9月1日から施行するというものでございます。

以上、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。よろしいですか。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ないようです。それでは、質疑を終わります。

討論ありますか。

それでは、これから討論に入ります。

まず、本案に対し、反対者の発言を許可します。

14番、谷口功君。

○議員（14番 谷口 功君） 失礼します。議案第58号、新温泉町個人情報保護条例及び新温泉町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、さらに、議案第61号、新温泉町手数料条例の一部改正についても同一の関連議案であり、一括して反対討論を行います。

3つの条例改正は、いずれも通常国会で5月12日に成立したデジタル関連法を新温泉町に具体化するための条例改正であり、とても同意できる内容ではありません。デジタル技術の発展と普及によって行政事務や手続を効率化し、国民生活の利便性を向上させることは大切です。しかし、それは行政機関が保有する個人情報の利活用を国民自らがコントロールできる法整備、体制整備と一体的に行われなければなりません。デジタル関連法は、個人情報のビッグデータ化、顔認証など、AI、人工知能の普及の下での個

個人情報の保護、個人の基本的な人権の尊重のための新たな基点を、その考え方さえも欠落しており、行政機関が特定の目的のために集めた個人情報をもうけの種として、本人の同意もないままに目的外利用、外部提供し、成長戦略へつながる企業の利益につなげようとするものであります。以下、3つの問題点を指摘して反対討論といたします。

第1は、個人情報をないがしろにし、プライバシーを侵害するおそれがあることであります。既に国及び地方自治体でも大量の個人情報ファイルを非識別加工し、民間利活用の提案募集にかけています。さらに、個人情報保護法制の一元化により、地方自治体が独自に制定する個人情報保護条例に縛りをかけるもので、匿名加工した個人情報を外部提供するオープンデータ化を都道府県や政令市に義務化し、条例による個人情報のオンライン結合の禁止を認めないとしています。

第2は、地方自治に対する侵害です。国と自治体の情報システムの共同化、集約により、地方自治体は国がつくる鋳型に収まる範囲の施策しか行えないこととなります。また、強力な権限を持つデジタル庁は、地方自治体に対して予算配分やシステムの運用、条例策定についても、口を挟むことができるようになっていきます。

第3は、国民にマイナンバー制度を押しつけようとしていることであります。個人の預金口座のマイナンバーのひもづけなどを盛り込んでいます。マイナンバー制度は、国民の所得、資産、社会保障給付を把握し、国民への徴収強化と社会保障費の削減を進めるためのものであります。マイナンバー制度は廃止すべき制度ではないでしょうか。

以上を指摘し、反対討論といたします。

○議長（中井 勝君） 次に、本案に対し、賛成者の発言を許可します。ありませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（中井 勝君） ほかに、討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（中井 勝君） これで討論を終わります。

これから本案を採決いたします。

採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中井 勝君） 起立多数であります。13名。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第11 議案第59号

○議長（中井 勝君） 日程第11、議案第59号、新温泉町税条例等の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、所要の改正を御提案申し上げます。

内容につきまして、税務課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 中村税務課長。

○税務課長（中村 裕君） それでは、議案第59号、新温泉町税条例等の一部改正について御説明をさせていただきます。

説明の都合上、審議資料を御覧ください。まず、新旧対照表の条立てについて説明をさせていただきます。審議資料の8ページ、新旧対照表をお開きください。今回の一部改正は、8ページの左肩、第24条関係から、20ページの左肩、附則の改正の関係までの2条立てでの改正としております。

それでは、今回の税条例の改正内容について説明をさせていただきます。

なお、新旧対照表の条項等の読み上げについては省略をさせていただきますので、概要で説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

では、審議資料の22ページを御覧ください。一部改正の概要について説明をいたします。本条例改正の概要は、新型コロナウイルス感染症の影響による納税者の、1、住民税の所得による負担軽減化、それから2、固定資産税の負担軽減、3、デジタル申請の推進、4、環境性能に適應した軽自動車税の負担軽減を行うものでございます。具体的なその内容につきましては、順を追って説明をいたします。

それでは、町民税関係です。(1)現行の16歳未満の同居の住民のうち、850万円から1,000万円の所得のある対象者につきましては、現行の子ども手当支給の対象である扶養対象親族によらない16歳未満の同居の調整控除の対象として明確化をするものでございます。関係のします条例等につきましては記載のとおりですので、御清覧ください。

続きまして、(2)個人の扶養申請書の書類がインターネットによる処理ができることから、納税地の税務署長の承認を不要とするものでございます。同じく、関係条例等につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、(3)特別徴収におきまして、退職手当等を受ける者がインターネット処理による書類の提出を可能とするものでございます。関係の条例等は記載のとおりとなっております。

続きまして、(4)セルフメディケーション税制の特例措置を令和4年度から令和9年度まで延長するものでございます。

続きまして、(5)新型コロナウイルス感染症等による中小企業等の固定資産税の特例措置を、町長が認める場合におきまして令和4年3月31日までに延長するものでございます。条例につきましては23ページ上段となっておりますので、御清覧ください。

では、続きまして、固定資産税でございます。新型コロナウイルス感染症等により納

税者の負担を軽減するため、次の措置を行うものでございます。

まず、(1)今年度の評価替えに伴いまして評価額が増加する土地につきましては、令和3年度に限り、下記条件に従って、特例として前年度の全額に据え置くものでございます。関係条例等は記載のとおりでございます。

続きまして、特定太陽光発電設備及び特定風力発電設備の令和3年度分の軽減措置、この延長に伴う項の繰上げでございます。関係条例につきましては記載のとおりとなっております。

続きまして、軽自動車税でございます。まず、(1)環境性能割の税率の臨時的軽減措置を、低炭素社会へのインセンティブのために、令和3年3月末から令和3年12月31日までに取得した者に延長するものでございます。条例等につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、クリーンディーゼル車の構造条件の枠組みを一般の環境性能ガソリンと同じものに合わせるというものでございます。関係条例等は記載のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

議案にお戻りをいただきまして、附則でございます。施行期日につきましては、第1条、この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。各該当の番号の規定につきましては省略をさせていただきます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

3番、河越忠志君。

○議員（3番 河越 忠志君） 今回の条例改正については、法律等の改正ということに基づいているということは、交付税措置についてこの減税に係って適用されるんじゃないかなと思うんですけども、令和3年度ということは、もう既に交付税決定がされ、これから変更があるのかもしれないんですけども、当然これについての修正がされるというふうに認識してるんですけども、それについて確認をさせてください。

○議長（中井 勝君） 中村税務課長。

○税務課長（中村 裕君） ただいまの御質問でございますが、令和3年度の税制改正が、地方税の改正が行われておりますので、それを基に今年度、今回改正させていただくものというふうにしております。以上です。

○議長（中井 勝君） 大丈夫か。

井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） 交付税の本算定は毎年7月に行われております。今現在、ちょっと私も内容の詳細を把握しておりませんが、交付税本算定までに何らかの連絡はあると思っております。

○議長（中井 勝君） そのほか。

13番、中井次郎君。

○議員（13番 中井 次郎君） ちょっと何件か教えてください。

町民税関係で、(1)で調整控除というのが出てますけど、これはどういうものなんでしょう。

それから、(4)のセルフメディケーション税制というのは、特定の医薬品、いわゆる予防のための。これは従来は領収書の金額が10万円を超えるとその残額が、引いた残りが控除対象になるわけですが、これはまた別な控除という形になるんでしょうか。それをお尋ねします。

それと、裏の23ページの(2)固定資産税等の課税標準の特例ということで、特定太陽光発電設備及び特定風力発電設備において、令和3年度分の固定資産税に限り軽減措置が延長された、この内容が少し分かりにくいんですけども、当町では太陽光の発電設備などがちょこちょこやられているようなんですけども、この内容を教えてください。風力発電についてはまだそういったことはないわけで、実際にやられてるわけじゃないんですけど。

この3点ですか、教えてください。

○議長（中井 勝君） 中村税務課長。

○税務課長（中村 裕君） すみません、ちょっと聞き漏らしたところがありますが、まず、セルフメディケーションですけれども、医療控除ということで、審議資料の22ページに記載をしております。こちらのほうの予防接種、それから特定検査、人間ドック、そういったようなものを受けられた場合の金額が1万2,000円以上を超えた場合につきましても、これは1万2,000円ということで控除の額ということにさせていただく、そういった制度でございます。

それから、再生エネルギーの関係です。本町の場合というのは、ちょっとすみません、分かりませんが、対象となっております太陽光につきましては1,000キロ未満、それから、風力につきましては出力は20キロワット以上というような形で、各それぞれ再生可能エネルギーの発電につきましての税制措置というふうに決まっておるものがございます。

調整控除でございますけれども、これにつきましては、記載の金額を超えるものについては扶養控除が取れないんですけれども、それに準ずるような形で、この850万円から1,000万円というような所得のある扶養者につきましては、調整控除という形で控除を取れるというような、そういったようなものになっております。以上です。

○議長（中井 勝君） 課長、その太陽光の内容はっていう質問だけど、よう分かりませんという答えはないよ。例えば我が町に何件あってとかいうぐらいは回答せんとあかん違うんか。

○税務課長（中村 裕君） 調べます。

○議長（中井 勝君） 暫時休憩します。

午前 11 時 39 分休憩

---

午前 11 時 40 分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

13 番、中井次郎君。

○議員（13 番 中井 次郎君） 太陽光の発電設備ってというのは、この新温泉町でも結構、いわゆる屋根にされてる場合があるんですけど、あれが全部対象になってるということなんですか。言わば、固定資産税が減免されるっていうことでなってますから、そういうことなんですか。過去何件ぐらい、そうすると固定資産税の減免がされたんですか。その点をお尋ねいたします。

特定風力発電については、これはもうないと思っておりますので、ありませんなら、ありませんっていうお答えで結構だと思っております。

それから、もう一つは医療の控除のとこなんですけども、これは、そういう予防接種、特定健診、健康診断というような、こういうことをやって、この 1 万 2,000 円以上出たと、金額が。そうすると、要はその分も控除として認められますよと。従来は医療費控除ってというのは、領収書なり、対象の医療を受けた場合、10 万円を超える部分について、あとの残りが要は控除対象になっとったはずなんですけどもね。その点はどうなんですか、もう一回答えてください。

○議長（中井 勝君） 中村税務課長。

○税務課長（中村 裕君） セルフメディケーションですけれども、これにつきましては、従来の医療費控除の中の分で、予防接種であったり、それから特定健康診断であったり、そういったものは対象外になっておったのが、こういった健康の取組を進めていくものについて対象になっているということで、その分の 1 万 2,000 円を超えた金額については 1 万 2,000 円を控除の対象とするということにしております。

それから、特定の扶養につきましては……（「今までなかったんや」と呼ぶ者あり）はい。議員の御質問どおり、これについてはございません。

あとの御質問については、すみません、ちょっと今資料を持っておりませんので、調べて回答させていただきます。

○議長（中井 勝君） 課長、大丈夫か、適当な回答に聞こえるよ。

暫時休憩します。

午前 11 時 43 分休憩

---

午後 1 時 00 分再開

○議長（中井 勝君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

午前中に引き続き、答弁から始めますね。

じゃあ、中村税務課長。

○税務課長（中村 裕君） そうでしたら、お調べしました。

まず、太陽光発電の関係です。令和3年1月1日現在で、16件が2,000キロ未満ということの、要は売電をするための太陽光の施設ということでございます。

あと、セルフメディケーションの関係でございますけれども、まず、この制度を受ける前提といたしましては、人間ドックであったりとか、それから予防接種等のそういったものを受けていただき、その証明をもってこの制度を活用することができるということでございます。その後の、例えば医薬品であったり、そういったようなものが10万円までということで、1万2,000円以上の部分が控除の対象となってくるということでございます。以上です。

○議長（中井 勝君） ソーラーで、何かどれくらい減免になるんですかっていうような質問も内容にあったけど、それは分からない。

どうぞ、中村税務課長。

○税務課長（中村 裕君） 特例措置の関係でございますけれども、ソーラーの場合でいきますと、出力1,000キロワット未満につきましては3分の2、それから、本町には対象はないと思いますが、1,000キロワット以上の分が4分の3というような形で減額の率となっております。

○議長（中井 勝君） 答弁漏れはありますか、いいですか。

13番、中井次郎君。

○議員（13番 中井 次郎君） 太陽光のあれはまた聞かせていただきます。

それで、セルフメディケーション税制のことですけれども、これは医療費控除とは別個にこういう控除ができたということでしょうか。当然これは町税ですから、町県民税の申告のときに対象となると思うんですけれども、これは所得税控除の場合は、私も何回も言ってますけど、10万円の医療費控除があって、10万円以上のあれは金額を引いていただくということになるわけですけれども、それにプラスしてこれが導入をされたというものの解釈でええんでしょうか。

○議長（中井 勝君） 中村税務課長。

○税務課長（中村 裕君） 先ほど申し上げましたとおり、このセルフメディケーションの控除につきましては、健康増進というようなところがもともとのあれでございまして、別枠であったのが取れるというようなこととなったということでございます。

○議員（13番 中井 次郎君） もう、よく分からん、もうええわ。分かりました。

○議長（中井 勝君） どうぞ、中村税務課長。

○税務課長（中村 裕君） すみません、先ほどの医療費控除とは別にということでございます。以上です。（発言する者あり）

○議長（中井 勝君） 暫時休憩します。

午後1時04分休憩

午後 1 時 0 4 分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

○税務課長（中村 裕君） すみません、ちょっと勘違いをしておりました。制度は別  
でということで、取れるのはどちらかということでございます。以上です。

○議長（中井 勝君） 大丈夫ですね。答弁に間違いはないですね。

じゃあ、そのほか質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決をいたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決され  
ました。

---

## 日程第 1 2 議案第 6 0 号

○議長（中井 勝君） 日程第 1 2、議案第 6 0 号、新温泉町国民健康保険税条例の一  
部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、令和 3 年度国民健康保険税率の改正を行  
うため、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、税務課長が説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 中村税務課長。

○税務課長（中村 裕君） それでは説明させていただきます。説明の都合上、審議資  
料 3 0 ページを御覧ください。

それでは、まず、1、令和 3 年度国民健康保険税の税率の見直し、(1)国民健康保険税  
の税率の算定に係る算定基準について御説明させていただきます。説明の都合上、表中  
の令和 3 年度分及び令和元年度、令和 2 年度との比較、こういったものを主に説明をさ  
せていただきます。

まず、医療費分・支援金分については、令和 3 年度課税対象所得金額は 1 7 億 2, 3 3  
8 万 7, 7 4 3 円、それから、対令和元年度が 3 8 3 万 7, 1 0 1 円、それから、対令和 2  
年度が 9, 6 4 2 万 9, 1 3 8 円の増額となっております。

○議長（中井 勝君） 1 8 3 円でしたね。

○税務課長（中村 裕君） 1 8 3 円の増額になってございます。失礼いたしました。

同様に、介護分につきましては、所得金額が、令和3年度課税対象金額の7億1,366万8,938円、対令和元年度が8,350万6,120円の減、それから、対令和2年度、2,088万2,756円の減となっております。本来でございましたら、これにつきまして、国保税の事業につきましては被保険者でこの事業費を御負担いただくというところとなっておりますけれども、将来に向けました安定的な国保事業の継続や、それから保険料の著しい高騰の抑制、こういったものを図るために基金を投入して、さらに、令和2年度におきましては新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した中で、令和元年度以上の基金投入を行ったというところでございます。

そこで、令和3年度におきましても、長引く新型コロナウイルス感染症の影響と高額医療費、そういったようなことを考慮しまして、医療費の高騰、そういったものを見込み、それから将来に向けた安定的な国保事業の継続、それから保険料の著しい高騰の抑制、こういったようなものを図っていくために、令和2年度と同様に、基金の投入ということを念頭に保険料の算定を行ってございます。

それでは、32ページを御覧ください。以上のことから、(4)です、令和3年度の保険税率は令和元年度よりも低く抑えまして、①です、全体で、平均的な世帯における令和3年度の1世帯当たりの保険料は、年額9万8,190円となります。令和2年度よりは1万2,517円の増額となり、それから1人当たりにつきましても、令和3年度は6万7,488円、令和2年度よりは7,501円の増額としまして、その裏としましては、不足分を、令和2年度と同様の9,000万円の基金を投入したいと考えております。

議案に戻っていただきまして、附則でございます。本改正は公布日から施行しまして、適用区分といたしましては、改正後の新温泉町国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度までの国民健康保険税についてはなお従前の例によることといたします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりましたけれども、不十分な説明です。もう一度、どこがどんだけ上がるかっていうところ、説明なかったですね。全体ではこれぐらい上げるとは言ったけど。

どうぞ。

○税務課長（中村 裕君） 先ほど説明いたしましたのは全体での部分でございましたので、内訳の部分、32ページの内訳の部分の説明をさせていただきたいと思っております。

まず、医療費分でございますけれども、令和3年度が、まず1人当たりが4万2,919円、これが令和2年度ですと、3万5,418円ということで7,501円の増となります。

続きまして、同じく支援金分でございますけれども、令和3年度が1万7,829円、令和2年度が1万5,814円で、2,015円の増。

それから、介護分でございますが、令和3年度が3万2,875円、令和2年度が2万

9,923円で、2,952円の増ということでございます。以上です。

○議長（中井 勝君） 皆さん、これで分かりましたか、説明。

ちょっとこれじゃ審議できんけど、どうしような。町長じゃいけんから、副町長か、総務課長か、ちょっと指導していただけますか。

暫時休憩します。

午後1時13分休憩

午後1時14分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

中村税務課長。

○税務課長（中村 裕君） すみません。そうしましたら、31ページを御覧ください。

31ページの上の令和3年度新温泉町国民健康保険税の税額の表を御覧いただきたいと思っております。

まず、令和3年度、それから対令和2年度というところを御説明をさせていただきます。

まず、医療費の分の所得割が1万8,000円、対2年度で3,000円の増、世帯別割ですけれども、これの特定世帯別以外が1万3,400円に対して、2,300円の増となっております。特定世帯が6,700円で1,150円の増、特定継続世帯が1万500円で1,725円の増でございます。

続きまして、後期高齢者の支援金分でございますが、均等割が7,600円、800円の増、世帯別平等割についてですが、特定世帯以外が5,700円で600円の増、特定世帯については2,850円で300円の増、特定継続世帯が4,275円で1,450円の増でございます。

続きまして、介護納付金分でございます。均等割が1万4,500円で1,200円の増。それから、世帯別平等割が7,500円で600円の増、これが対2年度でございます。その前が対元年度分ということで、コロナ前とコロナ中ということで比較をさせていただいております。以上でございます。

○議長（中井 勝君） この下はいいの、軽減率とかはいいの、変わってるけど。（発言する者あり）いいんですか。

中村税務課長。

○税務課長（中村 裕君） すみません。先ほどの基礎となります税額でございますが、低所得者の方々に対します軽減の率が31ページの(3)でございます。こちらは令和3年度の方だけ報告をさせていただきます。

7割の軽減率でいきますと、令和2年度の部分と比較しまして、前年度所得が43万円不足、給与所得者の数から1を減じたものに10万円を掛けた、この以下の世帯が対象になります。5割の部分につきましては、前年度所得が、令和2年が33万円だった

んですが、43万円に、被保険者数足す、それから特定同一世帯所属者、これに28万5,000円を乗じたもの、それに、さらに給与所得者数から1を減じたものに10万円を掛けた、こういったものの以下の世帯が対象となります。それから、2割の部分についても同様に、前年の所得が43万円、それに被保険者数足す特定同一世帯所属者、これに52万円を乗じ、さらに給与所得者数の数から1を減じたものに10万円を掛けた、この以下の世帯がこの低所得者に対する負担軽減率となります。以上です。

○議長（中井 勝君） 皆さん、お分かりいただけでしょうか。（「分かりません」「分かりました」と呼ぶ者あり）分かりましたという人と分からんという人がいるんですけど、課長、31ページ、説明の仕方としては、去年の令和2年、例えば所得割が4.34%が4.98%に上がりました、均等割が、1万5,000円が1万8,000円に上がって3,000円増しですよってという説明をしてあげたほうが、分かりやすかったかなというふうに皆さん読み取っていただければ、上がるということで、ということでいいですか。

13番、中井次郎君。

○議員（13番 中井 次郎君） なぜ上がるんですか、これ。大幅な値上げですよ、これ。医療費全体の予測なりするなりを過去3年間のあれでやってみて、この程度だと、それから、当然、基金からもこれだけ入れましたとかそういう話もあったんですけども、医療費がそもそも上がるような話なんでしょうか。それが原因ですか、要は。やっぱり都道府県の一律っていうか、要は、全て兵庫県内のあれが一律になってくると、そういう影響ではないんですか。兵庫県に納めるお金がこれだけ要るからこういう形になってきるとかいう話ではないんですか。あくまで新温泉町内での医療費のいわゆる増ですね、それがやっぱり一番大きな原因だということになるわけでしょうか。相当、これ、1世帯当たりでいえば上げ幅が大きいんですけども、今、準備基金ていうのは何ぼあるんですか。毎年入れるけども、また、それこそそれを元に戻すとか、そういう繰り返しばかりこのところずっとやとるんですけども、そういう形じゃないんでしょうか。どうですか、それ。

○議長（中井 勝君） ちょっと待ってください。説明は終わりましたっていうのを言い忘れてましたので、質疑をお願いしますというまでに13番議員が手を挙げたんで、もう質疑に入りましたけど、じゃあ、質疑ということで回答をお願いします。

中田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中田 剛志君） 国保税の関係につきましては、県が国保事業を運営しているという中で、将来的に保険料水準を統一するという流れになっております。同一水準、同一世帯であれば同じ保険料の水準を目指すという流れの中で、令和3年度につきましては、県のほうで納付金、国民健康保険事業費の納付金の算定方法を変更しているという中で、それに基づいてその納付金の金額が保険料を計算する根拠となってくるといふことであります。

そういう中で、今年度、予算的には4,396万9,000円ほど増加はしてるんですけども、そのほか県の繰入金等の関係も含めて、予算ベースで2,640万8,000円の増加で税の算定をしているということでもあります。

医療費自体は、歳出があって、歳入はそのまま県から補填する形になっておりまして、実質の県全体の運営の中でその納付金が幾らかということの中で、新温泉町については幾らという算定をしているということでもあります。

保険料については、統一の動きにはなっているんですけども、まだ具体的にはいつからとなっていないんですけども、一つの目安として令和6年ぐらいかなという感じになって、協議をしているところであります。

また、基金につきましては、今年度末で令和2年度を取崩し分が5,000万円ということで、3億3,820万7,360円と、今現在の基金の残高になっていることでもあります。以上です。

○議長（中井 勝君） 13番、中井次郎君。

○議員（13番 中井 次郎君） ちょっと、県に納付するお金が一体幾らなんですか。それをいわゆる国保会計に割り戻したら一体何ぼになるのか、やっぱり急激に上げると、本当にみんな、大変なことなんだと思う。それでなくたって滞納が相当増えているわけですからね。だから、やっぱり一体何ぼの医療費が必要で、それを賄うためにはこんだけの保険料を納めていただかなあかんのですわと、それを基金で今度はもう抑えますという形が一番、はっきり言ったら分かりやすいと思うんですけど。何か言ってる意味がもう一つよく分からないんで、そこら辺のところを説明をしてほしいなと思うんです。

これまで説明するときは、B4だかなんだかの横向きの表があって、これはこうですよということで説明がなされたと思うんです。大体から私も目がだんだん悪くなってきてるんですけども、本当に小さな文字でこんな説明をするほうがおかしいと私は思いますよ、これは余分なことですけどね。ちゃんとした資料、書き方もあると思う。それをきちっと出してもらった上で説明してください。

○議長（中井 勝君） 中田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中田 剛志君） 先ほどのちょっと繰り返しなんですけども、今まででしたら、医療費で過去3年間とか今後の見込みの中で国保税を算定してたんですけども、今はそのお金、医療費、かかった部分は全て県からの調整交付金ということでお金が全部入ってくるという形になっております。全て県のほうがプールして、新温泉町は幾ら払ってくださいという納付金を算定することで、今年度からはその納付金の金額が上がってしまったということでもあります。金額的には4億5,697万3,492円、4億5,000万円の県のほうからの納付金が幾らですということに基に算定してきてるということでもあります。

表については、今ちょっと税務課で対応しておりますので、また後で出させていただきますと思います。

どちらにしても、今までのやり方と違うということや、その納付金によって税を算定してくるという中で、今回の9,000万円の基金の繰り出しにつきましては、昨年はコロナということ、県下でも一番安いと、国保税自体が安いという状況や、今後、国保税の統一化という流れの中で、その段階で基金を崩してしまえばいいというお話もあると思うんですけども、その方向性がまだ見えない中で今後の計画を一度に下げたならば、今度上げるときが来るということも踏まえる中で、前年と同じ9,000万円の取崩しで検討してるということでもあります。以上です。

○議長（中井 勝君） よろしいですか。

13番、中井次郎君。

○議員（13番 中井 次郎君） そうすると、納付金については、これは今年から納付金の制度ってということですか、今年から。前年度はどうだったんですか、令和2年度。それで、要は、その9,000万円を放り込んで、しかしながらこれは上がるわけでしょう。実際に、例えば1世帯当たりだとか、1人当たりの。やっぱりいつもその基金のことで私も言うんですけども、それこそ3億何ぼ、5,000万円ですか、あるってということで、毎年、何かこれまでずっと基金は入れながら、今度はまだ最終的には使わなかったと、で、元に戻すと、こういったことをずっと繰り返してきたわけですよ。ならば、はっきり言ったら、9,000万円じゃなくて1億5,000万円、1億5,000万円入れて何とか抑えたいと、言わばコロナでも大変な状況でしょ、町民の暮らしも。国保税を何ぼ上げたからといって、実際に税収がきちっとそれに合わせて入ってくるかっていったら、入ってきませんよ、そんなもん。みんながひいひい言ってるのに、この前一般質問でも私も言いましたけど、大変な状況で、上げたって何にも、そしたら金が入ってこなんだから、なおのこと滞納が増えるだけじゃないですか。そういったことはきちっと考えられましたか。県の納付額がっていう話があるけども、何とかそこら辺のどこを抑えようというあれになりませんか。

○議長（中井 勝君） 中田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中田 剛志君） 納付金の取扱いについては県のほうの国保事業自体の運営になったときからなっております。ただ、今年につきましてはその計算方法が変わってきたということでもあります。具体的には、各市町ごとの医療費水準の違いを反映しない納付金ということになっておりまして、従来からあります所得水準とか被保険者数などに加えて、新たに収納率なんかも入れてきてるという中で、今後の保険料水準の統一ということを目指してるということでもありますし、基金につきましても、3億5,000万円の基金があるという中で、毎年、昨年でも9,000万円という中で、最終的には5,000万円という数字になっております。国保会計全体の会計の中で見ると、予備費が2,000万円ほどあるわけなんですけども、予備費使わなかった場合はそのまま残るということですので、その会計の仕組みも御理解いただきたいと思います。

また、コロナの関係の取扱いについては、昨年からコロナ減免ということも始まって

まして、税務課にも申請があったりして、実際コロナで困ってる方については国保税の減免措置があるということで、対応してるということで、御理解いただきたいと思えます。以上です。

○議長（中井 勝君） そのほか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ないようです。それでは質疑を打ち切ります。

では、これから討論に入ります。

まず、本案に対し反対者の発言を許可します。

14番、谷口功君。

○議員（14番 谷口 功君） 議案第60号、令和3年度新温泉町国民健康保険税条例の一部改正について、反対討論を行います。

2018年4月から国保都道府県化が始まりましたが、全国の自治体で国保税が急激に引き上げられています。それは、この制度改正の狙いが公的医療費を恒久的に抑制する仕組みづくりにあります。これまで全国の自治体で、国保税の高騰を抑えるため多くの自治体が一般会計から繰入れをしていましたが、これをやめさせる目的です。やめれば国保税が全国平均1人当たり1万円以上の引上げとなり、高齢化で医療給付費が増えるたびに、さらに上がり続け、痛みを実感させることで医療費抑制を図り、病院削減、医療費削減を進める狙いがあります。国保の県一本化による医療費の平準化は医療費水準の低い自治体の国保税を急激に高くし、加入者の所得は低いのに保険税が高いという構造的課題を解決するどころか、より深刻にしています。実施されてきた激変緩和措置も徐々に減らされていきます。

条例改正で提案されている国保税額は、赤ちゃんから74歳までの高齢者に、前年度より1人当たり1万453円、12.57%の増税となります。コロナで打撃を受けている事業者は今でも分納でやりくりしているとか、年金が減り続けて大変だとか、パートの出勤日が減って生活が成り立たないなど、それぞれ苦難の声が上げられています。町長は一般会計では、コロナ禍で基金はこういうときにこそ使うものだと言明されています。基金繰入を9,000万円にとどめず、せめて据置きとすべきではないでしょうか。

以上、反対討論といたします。

○議長（中井 勝君） 次に、本案に対し賛成者の発言を許可します。ありませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（中井 勝君） ほか、討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（中井 勝君） これで討論を終わります。

これから、本案を採決いたします。

採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中井 勝君） 起立多数、13名であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

日程第13 議案第61号

○議長（中井 勝君） 日程13、議案第61号、新温泉町手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴う行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、町民安全課長が説明いたします。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 小谷町民安全課長。

○町民安全課長（小谷 豊君） それでは、新温泉町手数料条例の一部改正について御説明を申し上げたいと思います。審議資料の34ページをお開きください。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針等において、市区町村から委託を受けてマイナンバーカードを発行している地方公共団体情報システム機構、通称J-LISでございます、このJ-LISを地方公共法人から地方公共団体が共同で管理する法人へ転換し、行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、地方公共団体情報システム機構がマイナンバーカードを発行するものとして明確化されることに伴い、マイナンバーカードの発行に係る手数料の徴収事務については同機構から市区町村長に委託することができることとなったものでございます。

改正前後につきまして、下の表で御説明を申し上げたいと思います。改正前は発行主体が町でございました。再発行につきましては手数料800円を徴収していたところでございます。改正後は発行主体が地方公共団体情報システム機構となることから、町が再発行手数料の徴収を行う必要がなくなるものでございます。ただし、この機構から手数料の徴収事務を町へ委託することができるということとなったものでございます。

33ページの新旧対照表を御覧ください。ただいま説明しましたとおり、再発行の発行主体が機構となりますので、手数料条例別表13の項に定める個人番号カードの手数料を削除するものでございます。

条例にお戻りください。附則でございます。この条例は令和3年9月1日から施行するものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。ありませんか。ありませんね。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） では、質疑を終わります。

それでは、これから本案を採決いたします。

採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中井 勝君） 起立多数、13名であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第14 議案第62号

○議長（中井 勝君） 日程第14、議案第62号、新温泉町福祉医療費助成条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、兵庫県福祉医療費助成事業実施要綱等の改正に伴い、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、健康福祉課長が説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 中田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中田 剛志君） 議案第62号、新温泉町福祉医療費助成条例の一部改正について御説明させていただきたいと思っております。提案理由は町長が申したとおりであります。

説明の都合上、審議資料の35ページをお開きいただきたいと思います。議案第62号の新温泉町福祉医療費助成条例の新旧対照表ということになっております。

次に、審議資料の40ページをお開きいただきたいと思います。概要ということで記載させております。1番目の改正理由ということで、県の福祉医療費助成事業の実施要綱等が一部改正されたということで、7月1日施行ということになっております。本町の福祉医療費助成条例についても改正を行うものであります。

(1)ということで、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行によりまして、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の改正に伴いまして、改正を行うものであります。内容としましては、①ということで、給与所得控除額及び公的年金控除額の10万円の引下げに伴う基礎控除額10万円の引上げによる意図しない影響や不利益が生じないようにするため、所得金額の算定方法を改正するものであります。②としましては、地方税法等の一部を改正する法律におけるひとり親控除制度の新設ということで、今までの未婚の独り親へのみなし適用が必要とならなくなった関係で、寡婦控除のみなし適用に係る規定を削除するものであります。

(2)ということで、在宅の関系の訪問看護ステーションが今まで治療扱いではないという中で適用外だったんですけども、県民の要望のニーズの高まりを受けて、訪問看護療養費に係る自己負担額の一部助成を制度化するものであります。

2番として、改正の概要ということで、上記1の(1)に関する改正ということで、先ほど言いましたように、①で給与所得の算定方法を、所得税法第28条第2項の規定により計算した金額から10万円を控除して得た額に改正するものであります。②としまして、ひとり親控除制度の新設に伴い、未婚の独り親への寡婦控除のみなし適用に係る規定を削除するものであります。(2)としまして、(2)に関する改正ということで、訪問看護療養費の助成を対象に追加するものであります。

審議資料の35ページに戻りまして、新旧対照表であります。概要で説明させていただきましたように、第2条の第1項第13号で医療保険各法の給付の範囲に訪問看護療養費を加えております。また、第2条第1項第16号で、所得を有しない者の定義について、寡婦控除のみなし適用の文言を削除しております。

次に、所得金額の算定において、年金の支給を受ける者については現行の所得税法を引用し、総所得金額に給与所得が含まれている場合については、給与所得控除後の金額からさらに10万円を控除するというを追加しております。

36ページをお開きいただきたいと思いますが、加えて、第2条第1項第17号の低所得者の定義につきましても、合計所得金額の算定において給与所得を有する者については給与所得控除後の金額から10万円を控除して得た額としています。

37ページですけども、さらに別表第4におきましても、所得割額の算定において寡婦控除のみなし適用について規定があるため削除いたします。

一部を改正する条例に戻りまして、附則で、この条例は令和3年4月1日から施行するといたします。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

11番、中村茂君。

○議員（11番 中村 茂君） 対象者はどれぐらいおられるんでしょうか。

○議長（中井 勝君） 中田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中田 剛志君） 各福祉医療自体、子供医療から重度障がい者、それぞれ分かれておりまして、ちょっと対象者の数までは算定しておりませんし、それぞれその10万円所得についても1件ずつ拾い出してこないとなかなか件数が出てこないということで、件数はちょっと分かりません。以上です。

○議長（中井 勝君） 11番、中村茂君。

○議員（11番 中村 茂君） 分からんもん聞いたってしょうがないですけど、今回のこの所得の計算なり、10万円控除するとか、そういうことってというのはその対象者に

としては、どういったらいいですか、対象者の幅が拡大するというふうに捉えたらええでしょうか、それとも、厳しい引締めというふうに捉えたらええでしょうか、どちらでしょうか。

○議長（中井 勝君） 中田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中田 剛志君） 10万円の関係につきましても、今まで基礎控除額が引上げになった分、給与所得や公的年金の分が下がって帳尻が変わらないということがありますし、在宅訪問看護ステーションについては、要望があれば利用できるということになってきますし、あとは、ひとり親控除の関係についても文言の改正という扱いになってきますので、それについても変わらないということで、ただ、未婚者の独り親の方についてはもう対象になってくるということでもあります。以上です。

○議長（中井 勝君） 対象人数は、調べる。

○健康福祉課長（中田 剛志君） 調べてないです。

○議長（中井 勝君） それ、時間かかる。

○健康福祉課長（中田 剛志君） 多分、分からんかな。

○議長（中井 勝君） 分からないぐらい時間かかる。

○健康福祉課長（中田 剛志君） はい。

○議長（中井 勝君） ざっくりでも、かなりの数いるとか、若干だとか。

○健康福祉課長（中田 剛志君） 今現在の人数だったら分かりますけども。

○議長（中井 勝君） じゃあ、取りあえず今現在の人数。

はい。

○健康福祉課長（中田 剛志君） 今現在の数につきましては、ちょっとお待ちください、高齢期移行が、県の助成対象なり単費合わせて1,117人、乳幼児と子供医療の関係が1,707人、母子のほうは98人、障がい、高齢重度障がいにつきましては300人。以上であります。

○議長（中井 勝君） ということでいいですか。

○議員（11番 中村 茂君） いいです。

○議長（中井 勝君） そのほか。よろしいですか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） それでは、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決をいたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決され

ました。

---

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。本日の会議を散会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定しました。

本日はこれで散会します。次は6月22日火曜日午前9時から会議を開きますので、議会議事堂にお集まりください。長時間お疲れさまでした。

午後1時53分散会

---